

第7回及び第8回締約国報告に対する女性差別撤廃委員会
からの課題リストに対するアップデート報告

2015年12月17日

日本弁護士連合会

はじめに

1. 日本弁護士連合会は、国連経済社会理事会との協議資格を有する非政府組織として、2015年3月「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」を提出し、同年7月27日に女性差別撤廃委員会第63会期前作業部会による、日本の定期報告審議のためのNGOからのヒアリングにも参加した。
2. 本報告書は同作業部会から同年7月30日に公表された日本の定期審査に関連する課題リスト（List of Issues）及び関連する事項に対して最新の情報を提供し、既に提出した日弁連の報告書を補足するものである。本報告とともに、前記報告書も併せて参照いただき、日本の女性に対する法律上の差別ないし事実上の差別について認識を深め、また、これらの差別を一日でも早く撤廃して同条約が完全に実施されるよう、第63会期女性差別撤廃委員会による日本政府の第7回及び第8回政府報告の審議において建設的な対話がなされることを願っている。
3. 以下、上記作業部会が公表した課題と質問事項（冒頭の枠囲み部分。以下「質問事項」という。）にしたがって、当連合会としての情報提供・回答を記載する。

制度的枠組み

1. 様々な部門、特に少子化・男女共同参画担当大臣と男女共同参画局との間の権限や責務の明確化と連携の強化及び財源や人材の充実などを含め、女性の地位向上のための国内本部機構を更に強化するために、締約国が講じた措置について示されたい。また、男女平等に関する問題を含む権能を有する、人権を促進し擁護するための国内機構の地位に関する原則（パリ原則）に沿った独立の国内人権機構を設置するために講じた措置について示されたい。さらに、本条約及び女子差別撤廃委員会の一般勧告が、議員や裁判官、検事、弁護士及び警察その他の法執行官のための能力開発プログラムに組み込まれようとしているかどうか、示されたい。

- 1 国内本部機構
4. 女性の地位を向上するための国内本部機構としては、日本政府には男女共同参画推進本部、男女共同参画会議、男女共同参画推進連携会議などが存在するが、役割分担が明確にされているとは言い難い。
5. 2014年9月には女性活躍担当大臣が新設されたが、男女共同参画担当大臣との役割の違いも明確でなく、現在は女性活躍担当大臣と内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）を一人の大臣が兼任している。

2 国内人権機関¹

¹ 日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項

6. 2012年11月、当時の民主党政権は、国内人権機関（以下「人権委員会」という。）設置に関する法案を閣議決定し、国会に提出したが、その後衆議院の解散となり、廃案となった。現在の与党である自由民主党は「人権委員会を設置させないこと」を公約としている。
7. 国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）にのっとった国内人権機関の設置は、女性差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）を含む6つの人権条約機関から繰り返し勧告されているが、国内人権機関設置を求める多くの市民団体の声にもかかわらず、人権委員会を設置しないことを明言している現政権下において、設立のための措置は採られていない。

3 国会議員や司法関係者に対する研修²

8. 日本政府は、衆議院及び参議院に対し前回の総括所見を通知しているようだが、国会議員に対し条約や一般的意見に関する研修は行われていない。
9. 裁判所や法務省が公表している研修内容には、裁判官や検察官に対する条約や一般的意見に関する研修は含まれていない。また、警察官やその他の法執行官に対して、どのような研修が行われているかは明らかではない。
10. 法執行官が条約の内容を適正に理解した上で職務を遂行するためには、条約に関する研修が必要不可欠であることから、条約に関する研修カリキュラムを速やかに作成し、実施するとともに、具体的研修内容を定期的に公表すべきである。
11. なお、弁護士に対する本条約及び一般的意見そのものについての研修は、前回の報告書審査以降は実施されていない。

2. ポスト2015開発アジェンダの起草と採択の全体的なプロセスにおいて、女性による平等な参加を確保するために講じられた、メカニズムや措置についての情報を提供されたい。³

12. 日本政府は、この件に関して、2011年6月2日・3日、東京でのミレニアム開発目標（MDGs）フォローアップ会合⁴を開催して活動を開始し、その後、他国政府関係者、主要国際機関、研究機関、市民社会団体、民間セクターが、非公式に政策対話を行うコンタクト・グループでの意見交換、国連総会でのサイドイベント等を実施した。この議論においては、日本政府は、保健課題、教育課題を主要課題として、視点として「人間の安全保障」を重視し、その中でジェンダー平等や女性の能

とその背景事情について～」（2015年3月19日） Para.20-27 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_7-8_jp.pdf

² 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.36-40

³ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.230

⁴ 外務省 報道発表「ミレニアム開発目標（MDGs）フォローアップ会合の開催」（2011年6月3日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0603_11.html

力強化を一要素として検討していたが、そのプロセスにおいて女性による平等な参加を確実にするような措置がなされたとの報告はない。

13. なお、前回の総括所見パラグラフ42⁵では、外交分野での女性の平等参加を促進するため、特別措置を講ずるよう要請されたが、外交分野での代表等、意思決定レベルの女性の参加は依然として低いままである（2014年現在の女性割合は、特命全権大使及び総領事について3.3%である⁶）。

暫定的特別措置

3. これまで実施された暫定的特別措置により達成された成果について示されたい。また、締約国は、男性と女性の実質的平等の実現を促進するために、追加に係る措置を採用することを想定しているかどうか、示されたい。⁷

1. これまで実施された暫定的特別措置によって達成された成果

14. 女性の参画は実際には期待されるほどの成果を得られていない。その大きな原因として、依然として残る「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方や様々な社会制度・慣行がある。特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立させることを難しくしている。総務省⁸によると、管理的職業従事者に占める女性の割合は、11.3%である⁹。同調査において、2009年は10.5%であった¹⁰ことと比較しても、特段の成果は達成されていない。

2. さらなる暫定的特別措置

15. 2015年8月28日、「女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立した。現在、策定中の第4次男女共同参画基本計画案においては、「女性の活躍状況の把握・分析、女性の採用・登用や勤続年数の男女差・長時間労働の削減等に関する目標設定、目標達成に向けた取組、女性の活躍状況に関する情報開示（見える化）など、女性活躍推進法に基づく取組を含めた、女性活躍の推進に向けて国や地方公共団体・企業等が行う取組を促進する。」旨の記載がある。しかしながら、いまだに

⁵ 国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会総括所見」（CEDAW/C/JPN/6, 2009年8月7日） Para.42 http://www.gender.go.jp/whitepaper/h22/zentai/html/shisaku/ss_shiryo_2.html

⁶ 内閣府男女共同参画局「平成26年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」（2015年1月） <http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2014/pdf/6-1.pdf>

⁷ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.17-127

⁸ 総務省「労働力調査（基本集計）」（2014年） <http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/>

⁹ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成27年版」（2015年6月） http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/honpen/b1_s02_02.html

¹⁰ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成22年版」（2010年6月） http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h22/zentai/html/honpen/b1_s02_02.html

ポジティブ・アクションの法制化あるいは義務付けには至っていない。男女の賃金格差解消は目標項目に入っていない点、目標設定や結果分析等について労使で取り組む等の制度設計もない点にも問題が指摘されており、その実効性には疑問がある。

固定的性別役割分担意識及び有害な慣行

4. 高齢の女性、障害を持つ女性、移住者の女性、少数民族や宗教的少数派に属する女性など、不利な立場のグループに属する女性を含む、家父長制に基づかない女性のイメージを促進するために、締約国は、固定観念に対処する総合的戦略を採用することを想定しているかどうか、示されたい。メディアにおける男女の役割や責任についての固定的な態度に対抗し、広告における女性を性的対象として描写することを排除するために講じられた措置について示されたい。また、前回の最終見解 (CEDAW/C/JPN/CO/6) の発出以来、公人が行った性差別的発言や性的発言の発生について、及びそうした状況に対処するために講じられた措置についての情報を提供されたい。また、女性に対する言葉の暴力を予防するため、また、罰するために講じられた措置について示されたい。さらに、性的暴力を誘発するスピーチを含め、マイノリティグループを標的にしたヘイトスピーチの犯罪化を想定した措置について示されたい。¹¹

1 固定的性別役割分担意識の解消に向けた包括的戦略

16. 固定的役割分担意識の解消に向けた包括的戦略は考えられていない。女性活躍推進にとっての、最大の障害は、日本の企業文化を根強く支配している性差別的慣行であり、それらを是正させる差別禁止法制が脆弱であり未整備であることである。
17. 大きな問題は、もっとも力点をおくべきジェンダー平等政策に反するような法律改正がなされたり、今後予定されていることである。具体的には、第189回通常国会（2015年）において、常用代替を促進して雇用の安定を脅かそうとする労働者派遣法の改正がなされた。派遣労働者には女性が多く、同法は派遣労働者の雇用と生活を安定させるものとはなっていない。また、今後、時間規制の撤廃・緩和を狙う労働時間に関する労働基準法改正法案の提出が予定されているが、これは固定的役割分担の慣行から家事・育児を担うことが多い女性労働者にとっては、正社員として就労し続けることを困難とする施策である。さらに、家事・育児支援の基盤として、安上がりな外国人家事労働者を利用できるようにする国家戦略特区改正法案の提出が予定されている。これらは、移住女性及び民族的・宗教的マイノリティに属する女性など不利な状況にある女性を正規労働市場

¹¹ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.2 38-245

から排除し、あるいは安価な労働力として利用することにつながり、女性の活躍推進には逆行する制度改正である。

2 メディアにおける態度の見直し・広告における女性の性的描写の撤廃措置

18. 「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）【案】¹²」では、教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進として、「男女共同参画の意義についての理解促進や固定的性別役割分担意識の解消、特に夫・父親、企業の経営者・管理職等の立場にある男性や若年男女の意識を変えるための広報・啓発活動を進める。中でも新聞、テレビ、インターネット、ゲームなど訴求力が高いメディアに対し、男女共同参画の視点を踏まえた表現を行うよう、業界団体等を通じて働きかけを行う。」と指摘しているが、働きかけ以上に積極的な措置等については検討されておらず、個別具体的な措置がなされたという事例も存在しない。

3 公人によるジェンダー差別的発言

19. 2015年9月29日、内閣官房長官は、民放のテレビ番組で、有名俳優同士の結婚についての感想を聞かれ、「この結婚を機に、ママさんたちが一緒に子どもを産みたいとか、そういう形で国家に貢献してくれたらいいなと思っています。たくさん産んでください。」と発言した。
20. 内閣官房長官はその後の記者会見で、記者から「女性からすると、子どもを生むことが前提というような発言ではないか。」と問われ、「そういう趣旨ではない。」と説明し、「結婚や出産は個人の自由。子どもを生みやすく育てやすい社会を作るのが政府の役割。女性の輝く社会をつくるように努力していくことが政府の方針だ。」と述べた。また、「国家に貢献となると、産めよ、増やせよという政策を連想する人もいるのではないか。」との質問には、「全く当たらないと思う。」と発言し、「結婚について聞かれましたので、国民の皆様から見ても大変人気が高いビッグカップルですので、世の中が明るくなって、正に皆様が幸せな気持ちになってくれればいいなと思っている中での発言だった。」と釈明した。
21. なお、上記発言は事前作業部会後の例であり、2015年3月までの公人による差別的発言は、「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」のパラグラフ134を参照いただきたい¹³。

¹² 内閣府男女共同参画局「男女共同参画会議計画策定専門調査会（第10回）」（2015年7月6日） http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_sakutei/10/giji.html, 「資料2 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）【案】」 65頁 http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_sakutei/10/pdf/shiryo_02.pdf

¹³ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」

Para.134

- 4 女性に対する言葉による暴力の防止と処罰措置
22. 特に具体例はない。
- 5 ヘイトスピーチを犯罪とするために考えている措置
23. 2015年現在、日本では、ヘイトスピーチ自体を取り締まる一般法、特別法、条例は制定されていない。民法第709条、民法第1条（信義則）や民法第90条（公序良俗）の判断基準として憲法第14条の趣旨を考慮し、民法上の不法行為責任を問われる場合があるが、ヘイトスピーチ法規制については米国とともに国際的に規制の緩やかな地域となっている¹⁴。
24. 2015年5月に、「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」が議員立法として国会に提案された。同法案は人種差別撤廃条約を受けた基本法という位置付け、その中で禁止される人種差別等の行為の一つとしてヘイトスピーチを盛り込んでいるが、犯罪として刑事罰の対象とはされていない。

女性に対する暴力¹⁵

5. 締約国は、性犯罪の広い定義を取り入れ、強姦罪の罰則を引き上げ、また、近親姦や配偶者間強姦を明確に犯罪化するために、刑法を改正する意思があるかどうか示されたい。被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを撤廃するために、講じられた措置についての最新情報を提供されたい。

- 1 法改正の概況
25. 2014年10月に法務省は、この点についての検討会を設置し、議論の状況が2015年8月に公表された¹⁶。その後、2015年10月には、法務大臣から法制審議会に対する諮問によって、強姦罪の法定刑の引き上げ（法定刑の下限を現行の3年から5年とする。）、現に監護する者による性犯罪類型の新設、非親告罪化、強姦罪の構成要件の拡大（主体は男女問わず、従前の膣性交に加えて肛門性交、口腔性交を対象とする。）等の論点については、法務省に設置された審議会である法制審議会において調査・審議されている。しかし、刑法が改正されるためには、我が国での過程として、上記の法制審議会において改正について審議され、同審議会の答申後に、改正法案が国会において可決される必要があり、改正がなされるか、改正がいつなされるのか、改正の内容がどのようなになるかは未定である。また、法務大臣からの諮問においては、これまで国連の各人権条約

¹⁴ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.2 15-217

¹⁵ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.1 49-167

¹⁶ 法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書（2015年8月6日） <http://www.moj.go.jp/content/001154850.pdf>

委員会から勧告されてきた、性交同意年齢の引き上げ、夫婦間強姦の明示、暴行・脅迫要件の緩和等の論点が除外された。

26. 委員会が指摘している各論点についても上記検討会において議論はされたが、どの論点も一致して改正すべきとの取りまとめになっていない。
27. 2 性犯罪（特に、刑法で処罰の対象とする強姦）のより広い定義の採用について
現行の刑法第177条は、「暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。」と規定している。
28. すなわち、(1)暴行又は脅迫による、(2)女性に対する、(3)姦淫のみを強姦罪として重く処罰することとしており（ただし、被害者が12歳以下の場合は(1)は不要）、性的侵害行為のごく一部しか強姦罪として処罰対象にしていない。また、(1)「暴行又は脅迫」の解釈として、被害者の抵抗を著しく困難にする程度の強度が必要であるとの解釈が裁判所で採用されているため、その程度に満たさないと判断された暴行による被害者の意思に反した性暴力は処罰の対象とされていない。この暴行・脅迫の程度については、法制審議会での検討の対象となっていない。
29. なお、法務省の法制審議会では、上記(2)及び(3)に関して、強姦罪の構成要件の拡大（主体は男女問わず、従前の膣性交に加えて肛門性交、口腔性交を対象とする。）が検討されている。
30. 3 強姦の刑罰をより重くすること
強姦の罪の刑罰は3年以上の有期懲役であり、そのあるべき保護法益（被害者の性的自由・性的人格権）に照らして、他の財産罪、生命身体犯罪の法定刑と比して下限の引上げが必要か及び法定刑の下限を5年に引き上げるることについて、法制審議会が調査・審議がなされている。
31. 4 近親姦を犯罪と明示すること
刑法には、近親姦について特別の規定は存在せず、刑法第177条の強姦罪に該当する場合に限って処罰できることになっている。しかしながら、近親者が加害者の場合には、上記の暴行・脅迫がなくても、依存・従属関係のため、身体の統合性を侵害する可罰性の高い性暴力が発生しやすいが、これらについては現行刑法での処罰ができない。この点、法制審議会では「現に監護する者であることによる影響力を利用し」た場合には強姦罪等と同様に処罰する改正が検討されている。
32. また、後述の通り、強姦罪は親告罪であるため、被害者や法定代理人の告訴が起訴のための要件とされるところ、年少者自身の告訴能力が認められにくく、また告訴の現実的可能性を期待しにくい状況の中、近親姦では法定代理人である親

権者による告訴も期待しにくく、多くの近親姦が捜査機関に認知もされずに放置されている。この点、性犯罪の非親告罪化が法制審議会で検討されている。

5 夫婦間強姦を犯罪と明示すること

33. 刑法は夫婦間強姦を犯罪として明示しておらず、刑法を改正して明示することについて日本政府は消極的であり、法務省での検討会でも消極的な意見が多かった。実務や学界においては夫婦間に強姦罪が成立しないという考え方は採用されていないといわれているが、実際に処罰されているのは婚姻関係が破たんしている場合等極めて限られた事案に限定されており、また、日本政府は夫婦間強姦について実際にどの程度処罰されているのかについてのデータを公開していない。実際、内閣府の調査¹⁷では、性暴力被害者の被害体験のうち19.7%は加害者が配偶者又は元配偶者であること、婚姻歴がある女性のうち配偶者から性的強要を受けた体験がある者が4.5%であることが確認されており、配偶者からの性暴力の実態は深刻であるが、そのほぼすべてが不処罰のまま放置されている。また、健康の項（質問事項15）に記載の通り、母体保護法の規定によって、人工妊娠中絶には、配偶者がいる場合には配偶者の同意が必要とされることもあって、夫からの性暴力によって妊娠した場合には、人工妊娠中絶が非常に困難であるという実態も存在している。

34. 夫婦間強姦を犯罪と明示することについては、法制審議会で検討の対象となっていない。

6 非親告罪化

35. 刑法第180条において、原則的には性犯罪は被害者の告訴がなければ起訴できないことになっている。これは被害者のプライバシー保護を目的としているとされるが、他方、告訴をした後の起訴前に加害者の弁護士から被害弁償の条件に告訴取消しを求められる事態も起きているとの指摘もあり、また、告訴を必要とする規定があるため加害者の刑事責任の追及を適正に行われていない事例があると指摘されている。この点、性犯罪の非親告罪化が法制審議会で検討されている。

6. 過去5年間における保護命令の発令件数、及びその発令を迅速化するために講じられた措置についてのデータを提供されたい。締約国は、配偶者暴力防止法の下で、一方からの告訴のみに基づいて緊急保護命令を発令することを検討するかどうか、示されたい。また、配偶者間暴力の女性被害者が自宅に留まれるようにするために、講じられた措置について示されたい。家庭内及び性的暴力の報告を促すために、講じられた措置について示されたい。特に、締約国が、マイノリテ

¹⁷ 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（2014年3月） http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/h26_boryoku_cyousa.html

ィの女性や障害を持つ女性を含め、暴力の女性被害者が相談できる専用の24時間無料ホットラインを開設する意思があるかどうか、示されたい。¹⁸

1 保護命令の件数の現状

36. 保護命令の件数は、以下の通りである。配偶者暴力相談支援センターへの相談件数や警察での認知件数は著しく増加しているにもかかわらず、裁判所での保護命令の件数はほとんど変動していない¹⁹。
37. 性暴力被害者への対応については、2010年から民間団体によるワンストップ支援センターが事業を開始し、2012年には内閣府が性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引を作成し、現在は、民間団体や地方公共団体等によって、全国で20数か所の性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが開設されている。しかし、その数が少なく地域格差が生じており、また、被害者に必要な医療サービスとの連携や運営する民間団体への財政的支援も不十分であるという現状がある²⁰。

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
裁判所での新受件数	3096	2741	3145	2991	3121
裁判所での認容件数	2434	2137	2482	2312	2528
認容件数のうち、退去命令を含むものの件数	728	707	783	689	710
配偶者暴力相談支援センターへの相談件数	77334	82099	89490	99961	102963
警察におけるDV認知件数	33852	34329	43950	49533	59072

2 保護命令の発令を迅速化するための措置

38. 保護命令の発令を迅速化するための措置は採られていないし、裁判所等に現行の保護命令の運用が迅速性を欠いているとの問題意識も乏しい。
39. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の施行から2014年7月までの保護命令事件の平均審理期

¹⁸ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.1 68-180

¹⁹ 保護命令については最高裁判所、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数については内閣府、警察におけるDV認知件数について警察庁作成資料を参照した（2015年男女共同参画白書69ないし71頁の数値を参考に集計）。

²⁰ 日弁連「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する意見書」（2013年4月18日） http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130418_2.pdf

当連合会は上記意見書において、(1) 総合病院内に拠点有する「病院拠点型」のワンストップ支援センターを都道府県に最低1か所(都道府県は全国で47ある。)(2) (1)と併せて「相談センター拠点型」及び「相談センターを中心とした連携型」のワンストップ支援センターを含め、女性20万人につき1か所のワンストップ支援センターの設置を求め、また、国がワンストップ支援センターの設置に対し、責任を持って、全面的に財政的支援をすべきであると意見を提出している。

間は12.7日であり、ほぼ2週間かかっている。その原因は、原則として相手方の審尋を必要とすることにもある。

3 緊急保護命令

40. 配偶者暴力防止法は、「保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。」(第14条第1項)と規定している。
41. 原則として、保護命令の発令に際しては、相手方に反論の機会を与えることを必要としており、裁判所もその立場を堅持している。
42. 制度として、上記の配偶者暴力防止法第14条第1項但書が、無審尋での保護命令の発令も認めているが、2008年が30件、2009年が29件、2010年が18件、2011年が10件、2012年が23件となっており、極めて例外的な事案でしか利用されていない。
43. しかも、上記の無審尋での保護命令の発令は、発令できることが明白である場合であるにもかかわらず相手方の審尋期日を開けない場合の例外を認めたものであり、一方の当事者の主張(・立証)のみにより緊急に認められる緊急保護命令制度とは異なるものであり、被害者の緊急の保護のための緊急保護命令制度については検討もされていない。

4 ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)の女性被害者が自分の家にとどまる可能性を確保するために採られた措置

44. 配偶者暴力防止法の保護命令制度は、自分の家にとどまる場合の被害者の保護を想定しておらず、被害者が避難することを前提としている。加害者に対する退去命令も同様で、被害者が退去・転居するための準備期間として2か月間の退去を命ずるものであるが、加害者の財産権や居住の自由に対する侵害であるとの議論もあり、発令件数、認容率が低くなっている。

5 申立ての促進

(1) DVについて

45. 婦人相談所で一時保護を受けた女性は、この10年間で年間6000~7000人(同伴家族を含めて11000~12000人)、保護命令については、年間3000件程度で推移している。相談件数の増加に比して、被害者の具体的な保護については、実際の相談件数は増加しているものの、保護件数はほとんど増えておらず、一部しか保護に結びついていない。

(2) 性暴力について

46. 原則として、被害者の支援機関が少ないことなどから、2014年の警察の強姦罪の認知件数は、僅かに1250件²¹である。2014年の内閣府調査において異性から無理やり性交された経験がある女性の割合が6.5%²²であることから、上記認知件数は、明らかに過小であり、大多数の被害が政府には認識されていない。

(3) 夫からの強姦について

47. 夫からの強姦が処罰される事例は、実際には、婚姻関係が破綻していた場合に限られているため、被害者が警察等で相談しても、告訴を思いとどまらされることが多い。

6 24時間無料ホットライン

48. 日本政府の補助金によって、一般社団法人の事業として24時間の電話相談が存在しており、その中でDVや性暴力等の女性の相談番号も設置されているが、マイノリティ、障がい者に特化したホットラインは存在していない（ただし、セクシュアル・マイノリティに特化した回線は設置している。）。2014年度の一般電話相談へのアクセス件数は、総数1142万5336件、うち、女性ラインへの相談は57万3819件である。このホットラインは、総アクセス件数のうち、相談につながった件数は2.6%程度であり、相談の需要に対して、相談体制が充分でないことがうかがえる。また、全体の相談のうち、3分の2は障がいがあると報告されており、実質的には相当数の女性障がい者の電話対応をしている²³。

49. 他方で、国の機関である配偶者暴力相談支援センターでは、日本語での意思疎通が充分ではない者や障がい者からの相談に対処し、2014年度の統計²⁴では、相談件数はそれぞれ1700件、5387件であるが、これらの相談対応は平日の日中しか実施されていないことが多い。

7 DVの影響の把握、特に子どもへの影響について

50. DVの実態、特に子どもを視野に入れたDVの実態把握がほとんどなされていない。DVの被害について、子どもの心身に対しても暴力が振るわれた場合又は子どもに暴力は振るわれていなくとも子どもが覚知できる状況で暴力が振るわれた場合等について、子どもの虐待とDVの関係も実態が把握できていない。日本政府のDVの根絶対策が子どもへの被害、影響等の視点からなされていない。

²¹ 警察庁「平成27年警察白書」 <https://www.npa.go.jp/hakusyo/h27/index.html>

²² 前掲内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成27年版」

²³ 一般社団法人社会的包摂サポートセンター「『よりそいホットライン』平成26年度報告書」 <http://279338.jp/houkoku/>

一般社団法人社会的包摂サポートセンター「『よりそいホットライン』平成25年度報告書について」 <http://279338.jp/houkoku/yorisoi25press.pdf>

²⁴ 内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について（平成26年度分）」（2015年7月29日） http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/pdf/2014soudan.pdf

51. さらに、DVによる心身へのダメージにより就労が困難になる影響、自殺との関連も実態把握がされていない。子どもも視野に入れたさらなる実態の把握がなされることにより、DV根絶の視点から効果的な意識啓発及び根絶対策が実施される必要がある。

7. 女性に対する暴力に関する委員会の一般勧告第19号に従い、女兒や女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止し、そうした作品の製作者の認識を高めるために、講じられた措置について示されたい。また、女性が性的暴力、及び女性の性的対象としての商業的イメージ描写の対象となる、ポルノ映像の大量生産や販売、使用に対処するために、講じられた措置について示されたい。²⁵

1 レイプや性暴力を含むビデオ・ゲーム・マンガ（以下「ビデオ等」という。）の規制

52. ビデオ等の販売に関しては、18歳未満の「児童」を対象とする性的搾取行為（強姦、強制わいせつ、買春、買春又は児童ポルノ製造目的での人身売買、児童ポルノの提供、提供目的での製造・所持・運搬、単純所持等）を禁ずる「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童ポルノ禁止法」という。）」及び「児童福祉法」等により禁止され、処罰の対象とされている。
53. しかし、18歳以上の女性に対する性暴力を含むビデオ等の販売に関しては、販売自体を禁止する規制は存在しない。地方自治体の青少年保護育成条例等によって、都道府県知事や市町村長が指定する出版物又は映画等、ゲームソフト（有害図書等）等について、18歳未満の者に対する販売方法の規制が存在するにとどまる。
54. したがって、委員会が提示した上記課題への回答は以下のとおりである。
- (1) ビデオ等の販売禁止に関しては、性暴力の観点からの禁止措置は存在しない。
 - (2) ビデオ等の製作者の意識向上のための措置は、特にない。
 - (3) ビデオ等の大量生産・流通・使用に対処するために採った措置は、特にない。
 - (4) 女性の性の商品化されたイメージの描写に対処するための措置は、特にない。

2 児童ポルノに関する法改正

55. 児童ポルノに関しては、単純所持行為の一部を処罰対象とする法改正がなされた。
56. 従前、単純所持（提供目的を要件としない所持）は処罰対象ではなく、違法ですらなかった。しかし、2014年6月、児童ポルノ禁止法が改正され、児童ポ

²⁵ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.1 49-167

ルノの定義として「殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部，臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているもの」を加えた上、「自己の性的好奇心を満たす目的」で「児童ポルノ（デジタル画像含む）」を所持する行為に，1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が定められた。施行後1年間は，自主的な廃棄を促すため罰則が適用されなかったが，2015年9月以降，摘発事例が報道されている。

3 児童ポルノ等禁止法の改正における課題

57. 委員会は，前回の総括所見において，女性や女兒に対する性暴力を内容とするわいせつなテレビゲームやマンガが児童ポルノ禁止法の児童ポルノの法的定義に該当しないことに懸念を表明し²⁶，女性や女兒に対する性暴力を常態化させ促進させるような，性暴力を内容とするゲーム・マンガ等の販売禁止を日本政府に強く要請し，同法の改正に反映させるよう勧告した²⁷。
58. しかし，表現の自由の問題から，同法の保護法益は実在の児童とされ，架空の人物を対象とする性暴力表現に対する公的規制については，なお難しい議論状況にあり，この点の改正は見送られ，インターネット事業者はインターネットを利用した児童ポルノに関する犯罪等の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする規定が設けられたにとどまる²⁸。

4 わいせつ画像・ポルノビデオ等の流通に関する実態

59. 警察庁によると，近年，コンピューター・ネットワークを利用してわいせつな画像を公然と陳列する事犯やわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯が多くみられる。
60. 2015年9月，東京地方裁判所は，アダルトビデオ出演を拒否した女性に対するプロダクションからの違約金請求を棄却する判決を出し，「アダルトビデオへの出演は，意に反して従事させることが許されない性質」であるとして，この契約を解除した女性には，出演義務がないことを明らかにした²⁹。
61. 大量のポルノビデオ流通の陰には，製作過程において，契約を盾にした事実上の強要がなされ，女性が法的知識の乏しさや羞恥心から周囲に相談できないまま，違約金や周囲への露見を恐れて，意に反する撮影や性行為を余儀なくされる例が少なくなく，判決の意義は大きい。他方で，意に反する出演でも既に流通した画像の回収・削除は事実上困難であり，被害が深刻化する要素となっており，性的搾取の横行と共に大きな問題である。

²⁶ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会総括所見」 Para.35

²⁷ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会総括所見」 Para.36

²⁸ 児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第16条の3

²⁹ 東京地方裁判所2015年9月9日判決。

同事案では女性の意に反するにもかかわらず，プロダクションが女性のアダルトビデオ出演を決定し，女性は1作品に出演した。その後，女性が2作目の出演を断ったところ，プロダクションは高額の違約金がかかることを告げて撮影に従事させようとし，女性が応じないため違約金請求訴訟を起こしたものである。

8. 苦情を申し立てたり、保護や救済を求めたりすることができるように、マイノリティ、先住民や移民女性など不利な立場のグループを含む女性に、質の高い支援サービスを提供するために講じられた措置について、最新情報を提供された。また、配偶者による暴力を受けた外国人女性を、在留資格を取り消すことなく保護する法規制の実施を普及させ、かつ、確実にするために、講じられた措置について示されたい。

1 女性たちに対する質の高い支援サービス提供のための措置³⁰

62. アイヌの人々、同和地区の人々、在日韓国・朝鮮人、沖縄女性、先住民及び移住女性など、一般に不利な状況にある女性達に対する日本政府の特別の支援制度は、存在しない。僅かに一部の相談機関において、移住女性からの外国語による相談に対応しているだけである。

63. 日本政府は一貫してマイノリティ女性の権利擁護に無関心であり、国内での女性政策や関連する措置の策定・実施においても考慮に入れないことが続いている。委員会に対する第6回定期報告（2008年）、第7回及び第8回定期報告（2014年）には「マイノリティ女性」の項目があり³¹、また第3次男女共同参画基本計画（2010年）には複合差別に触れる記述があるが、いずれも内容は極めて不十分である。現在策定中の第4次男女共同参画基本計画案（2015年）においても同様である。日本政府は「女性政策の対象にマイノリティ女性は含まれている。」とするが、同時に「特別な施策の枠組みは設けず、一般的な枠組みの中で対応する。」という方針にこだわり、実態調査も実施していない。

2 DV被害者の外国人女性に対する在留資格の取消し、保護を提供する法規定の周知や実施の確保³²

(1) 在留資格の取消制度

64. 在留資格「日本人の配偶者等」で在留する女性が、正当な理由なく「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留している場合」（出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第7号）及び正当な理由なく「九十日以内に法務大臣に、新住居地の届出をしない」（同第9号）場合には、入国管理局は、その在留資格を取り消すことができる。入国管理局は、取消しを行わない場合の具体例の一つとして「配偶者からの暴力（いわゆるDV）

³⁰ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.28-30

³¹ 日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第6回報告」（2008年4月） Para.98-100 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/pdfs/hokoku06.pdf>

日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」（2014年9月） Para.103-110 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/pdfs/hokoku06.pdf>

³² 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.84-101

を理由として一時的に避難又は保護を必要としている場合」を挙げ、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語及びタイ語の説明文書も作成している³³。

65. しかし、診断書や写真等がある身体的DVは別として、心理的・経済的・性的その他様々な形態の非身体的DVは、正しく認定されないおそれがある。特に、外国人女性については、日本人女性に対するのと同様のDVのほか、パスポートを取り上げる、金銭を持たせない、食生活から習慣に至るまで日本への同化を要求する、同国人との交際を禁止する、母語の使用を禁止する、母国への送金や家族への電話を禁止する、帰国を禁止する、帰国費用を出さないなど様々な形態のDVがあるが、これらは考慮されていないおそれ強い。
66. 日本政府によれば、2013年及び2014年の2年間で、同第7号違反として在留資格が取り消された件数は50件で、うち30件が女性である。「正当な理由」があるとして在留資格の取消しを行わなかった件数は、2012年から2014年の3年間で2件（いずれも中国籍の女性）であり、配偶者からの暴力を理由に当該配偶者と別居していたため、配偶者の身分を有する者としての活動を行っていなかった事例があるということである³⁴。
67. しかし、日本カトリック難民移住移動者委員会が2014年11月から2015年1月にかけて実施したアンケート調査では、「日本人の夫が家を出て所在不明になったために、夫と住んでいたアパートを解約し、姉の家に滞在していた時に入管が訪ねてきた。『日本人の配偶者等』の在留資格にもかかわらず、夫と別居していることを問題だと言われ、在留資格が取り消され、『短期滞在』になった。」「日本人夫からの暴力の後、遺棄されたために、子どもとフィリピンに半年以上一時帰国した後、再度、来日した。在留資格更新の手続きを行なったところ、夫と同居していないことなどを理由に、在留資格を取り消され、帰国準備の『特定活動』1か月に変更させられた。」という事例があり、「上記2例は、夫の失踪や、夫からの暴力、遺棄などの理由があつたにもかかわらず、夫と同居していないことを理由に、在留資格が取り消された事例である。条文にある『正当な理由がある場合は除く』との除外規定の運用に、大きな疑問が残る」との指摘がある³⁵。
68. DVだけでなく、日本人夫側に有責事由がある場合を取消しの対象から除外し、調停・訴訟等の婚姻解消過程における在留を保障し、従来の在留実績等を

³³ 法務省「配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことに正当な理由がある場合等在留資格の取消しを行わない具体例について」 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/info/120703_01.html

³⁴ 参議院「参議院議員神本美恵子君提出出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び同法の在留資格取消制度に関する質問に対する答弁書」（2015年7月28日、内閣参質189第207号） <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/189/toup/t189207.pdf>

³⁵ 日本カトリック難民移住移動者委員会「在留資格取消制度を拡大する入管法改定案に対する意見書」（2014年4月7日）

考慮して「定住者」等の定住的在留資格を付与する等の運用を明確にするべきである³⁶。

(2) 保護政策の周知，実施の確保

69. 内閣府男女共同参画局は，そのウェブサイトにおいて，配偶者からの暴力被害者支援情報を，日本語のほか，英語，スペイン語，タイ語，タガログ語，韓国語，中国語，ポルトガル語及びロシア語の8か国語で提供している³⁷。ただし，そもそもこのサイトに情報がある旨の周知はほとんどなされておらず，この情報は2008年を最後に更新されていないようである。また，配偶者暴力相談支援センターの電話番号は，英語でのみ提供されている。
70. 法務省は，全国10か所に「外国人のための人権相談所」を開設しているが³⁸，受付日時も通訳言語も限られており，DVの専門知識を持つ相談員も配置されていない。
71. 外国人被害女性の中には，具体的に支援機関に行く方法が分からない人もいる。ようやくたどり着いたとしても，各地の「配偶者暴力相談支援センター」の多くには，多言語で対応できる職員がおらず，通訳人も常駐していない。厚生労働省は，外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修を都道府県が実施する際に，その費用を助成することとしているが³⁹，実施例は少ないようだ。また，職員が結婚移民の背景を知らず，出入国管理及び難民認定法に関する知識も十分ではない，逆に外国人女性たちは日本の社会制度・法制度をほとんど知らないので説明を受けても理解が難しい，多言語で対応できる弁護士や医師が少ないなど，様々な困難がある。
72. 日本人夫の非協力のため，女性たちが在留資格「日本人の配偶者等」の在留期間を更新できず，やむを得ず超過滞在になった場合，女性たちはいかに生活に困窮しようとも，生活保護を受給することはできない。

9. 委員会は、『慰安婦』の強制的連行 (forcible removal) を示す証拠はなかった」という最近の公式声明についての情報提供を受けている。この情報についてコメントされたい。また，締約国は，中国や東ティモールを含む，アジア女性基金の対象外となる国々の「慰安婦」に対する補償措置を講じ，加害者を訴追する意思があるかどうか，示されたい。締約国が，「慰安婦」問題についての言及を学校の教科書に復活させ，この問題について国民の意識を高めようとする意思があるかどうか，示されたい。⁴⁰

³⁶ 日本弁護士連合会「外国人の在留カード及び外国人住民基本台帳制度の開始に際しての会長声明」（2012年7月9日） <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2012/120709.html>

³⁷ 「配偶者からの暴力被害者支援情報 被害者の要望別支援方法」 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/siensya/08.html>

³⁸ 法務省「外国人のための人権相談」 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

³⁹ 厚生労働省「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業の実施について」（2009年4月6日，雇児発第0406002号）

⁴⁰ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告

1 「(日本軍「慰安婦」の)強制連行を示す証拠はなかった」との閣議決定について

73. 2007年3月、日本政府は、「慰安婦問題については、政府において、平成三年十二月から平成五年八月まで関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月四日の内閣官房長官談話のとおりとなったものである。また、同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである。」との答弁書⁴¹を閣議決定した。
74. しかし、日本政府は、2013年に、日本軍による強制連行を示す資料である「バタビア臨時軍法会議の記録」があることを認めている⁴²。インドネシアにおいてオランダ人女性を日本軍「慰安婦」とした事案に関するバタビア臨時軍法会議(BC級戦犯法廷)(1948年)の記録の中に、「1944年2月末ころから同年4月までの間、部下の軍人や民間人が上記女性らに対し、売春をさせる目的で上記慰安所に連行し、宿泊させ、脅すなどして売春を強要するなどしたような戦争犯罪行為を知り又は知り得たにもかかわらずこれを黙認した。」という記述がある。
75. また、日本軍「慰安婦」問題に関する裁判はこれまで日本で10件提訴されたが(韓国、オランダ、在日韓国人、フィリピン、中国など)、全ての訴訟で被害者の証言が証拠として提出されており、そのうち8件については書証や被害者証言に基づき加害と被害の事実が認められており、また、その中には朝鮮半島における暴力的連行による事例も含めて事実として認定されている⁴³。また、中国人女性に対しては内陸部に進行した日本軍が現地の中国人を拉致・連行したことが認定されている⁴⁴。フィリピン人女性に対しては、軍の占領地域で現地部隊が一般女性を強姦した上に、暴力的に拉致・連行して、駐屯地の建物に監禁し、一定期間連続的に強姦を続けたことも多かったことが証言されている。

2 アジア女性基金の対象国以外の国における日本軍「慰安婦」への賠償措置(9.a)について

書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～ Para.2 01-213

⁴¹ 衆議院「衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問に対する答弁書」(2007年3月16日、内閣衆質166第110号) [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b166110.pdf/\\$File/b166110.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b166110.pdf/$File/b166110.pdf)

⁴² 衆議院「強制連行の裏付けがなかったとする2007年答弁書に関する質問主意書」(質問第102号、2013年6月10日) http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a183102.htm ※赤嶺政賢衆議院議員が提出した。

⁴³ 韓国遺族会裁判の東京高等裁判所判決では、原告盧清子氏に関して「数え十七歳の春、10人位の日本人の軍人に、手足をつかまれて捕らえられ、トラックと汽車を乗り継がされ、オオテサンの部隊の慰安所に連れて行かれた」と認定されている(東京高等裁判所2003年7月22日判決)。

⁴⁴ 中国人「慰安婦」訴訟(第一次)の高裁判決では「日本軍構成員らによって、駐屯地近くに住む中国人女性(少女も含む)を強制的に拉致・連行して強姦し、監禁状態にして連日強姦を繰り返す行為、いわゆる慰安婦状態にする事件があった。」と認定されている(東京高等裁判所2004年12月15日判決)。

76. 中国や東ティモールなどでは、アジア女性基金は償い事業の対象とされないまま、2007年3月31日に解散した。したがって、中国や東ティモールにいる被害者に対しては、同基金による賠償措置はなされていない。
77. 日本政府は、日本軍「慰安婦」に対する個人賠償は、サンフランシスコ平和条約（1951年）や、日韓請求権協定（1965年）や日中共同声明（1972年）などの二国間条約により「法的には解決済み」との理由から、日本軍「慰安婦」被害者への賠償措置を拒否している。
78. また、日本の最高裁判所は、2007年4月27日、中国人「慰安婦」問題について、「請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまるものである。」と判示をした。この最高裁の判断を前提とすると、日本政府が日本軍「慰安婦」とされた被害者個人に自発的に賠償措置をすることは法的に禁じられておらず可能であり、被害者の人権保障の観点から、賠償が行われるべきである。
79. なお、日韓請求権協定に関しては、日本軍「慰安婦」問題のような反人道的不法行為に起因する個人賠償請求権は同協定により解決されたものとみることはできず、日本政府の法的責任が残っているという見解がある⁴⁵。
80. 中国や東ティモールなど、アジア女性基金の対象になっていない国における日本軍「慰安婦」への賠償措置を実施することは法的に可能であり、実施すべきである。

3 加害者を起訴すること（9.b）について

81. 政府はこの点について、法的には解決済との観点から加害者の起訴を考えていないようである。

4 教科書における日本軍「慰安婦」の記述問題、国民の意識を向上させる意図について

82. 2014年1月、教科書検定基準の改定が行われたが、そこで新たに「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解…が存在する場合には、それに基づいた記述がされていること」という基準が付加された⁴⁶。「慰安婦」問題に関する「政府の統一的な見解」の一つに、前記1で紹介した2007年3月16日付けの「衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問に対する答弁書⁴⁷」がある。そこでは、河野談話公表時までに「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」と答弁している。2014年の検定では、日本軍「慰安婦」

⁴⁵ 2011年8月30日付け韓国憲法裁判所決定の理由中に引用されている2005年8月26日付け「官民共同委員会」の見解、2012年5月24日付け韓国大法院判決参照。

⁴⁶ 日弁連「教科書検定基準及び教科用図書検定審査要項の改定並びに教科書採択に対する意見書」（2014年12月19日） <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/141219.html>

⁴⁷ 前掲衆議院「衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書」

問題に言及した教科書を上記政府見解に基づいた記述がされていないと指摘して不合格とした（その後、教科書会社はその指摘に対応した修正を行って再提出し、検定に合格している。）。前記1で述べたとおり、日本政府自身が日本軍による強制連行を示す資料（「バダビア臨時軍法会議の記録」）があることを認めている。また、日本における日本軍「慰安婦」に関する裁判の判決中には強制連行の事実を認めたものがある。しかし、検定ではそれらのことは考慮されずに、もっぱら上記政府見解に基づく記述がされているのかが焦点となっている。

83. また、社会教育については、強制連行の資料の存在及び河野談話以降の発見にも関わらず、政府が上記見解を維持しているため進んでいない。

女性の人身売買と売買春による搾取

10. 人身取引の売買及び売春による搾取に関する申立件数、並びにかかる犯罪の加害者に課せられた捜査、訴追、有罪判決、及び罰則に関する情報を提供されたい。全国に人身取引の女性被害者専用のシェルターを設置し、人身取引の被害者が皆、適切なサービスを受けられるようにし、必要に応じて回復及び社会復帰できるようにするために講じられた、また、想定される措置について示されたい。また、外国人研修・技能実習制度が、強制労働や性的搾取を目的として利用されないようにするため、講じられた措置について示されたい。

1 女性の人身取引及び売買春による搾取に係る情報

(1) 人身取引

84. 日本政府が公表する統計結果⁴⁸によれば、2014年中に、国が保護した被害者は25人（前年比+8人）であり、うち18歳未満の児童は7人であった。保護された被害者の国籍については、「日本人」が最も多く12人（同+2人）となっているほか、「フィリピン人」が10人（同+9人）、「タイ人」が1人（同-5人）、「中国人」が1人（同+1人）、「ルワンダ人」が1人（同+1人）となっている。なお、18歳未満の児童7人は、全て日本人であった。
85. 2014年中に警察が検挙した人身取引事犯は、検挙件数32件（前年比+7件）、検挙人員33人（同-4人）となっている。被疑者の国籍については、日本人が30人（前年比±0人）、タイ人が2人（同-4人）、フィリピン人が1人（同+1人）となっている。同年中における人身取引事犯の検挙被疑者33人については、起訴された者が27人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が2人、家庭裁判所送致となった者が4人となっている。起訴された27人については、有罪が確定した者が18人、公判係属中の者が8人、公訴棄却の者が1人となっている（2015年3月末現在）。
86. 以上のとおり、国が保護した人身取引の被害者数は、上記のとおり、極めて少ない。特に、外国籍の被害者数については、日本人の被害者数に比して少な

⁴⁸ 首相官邸人身取引対策推進会議「人身取引対策に関する取組について」（2015年5月） <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/>

く、国籍も特定の国に偏っている。また、国の保護の具体的内容も不十分であり、特に外国籍の被害者の多くは「帰国支援」の名目の下、心身の十分な回復措置を受けられないまま、本国に送還されていると思われる。

87. 人身取引犯の判決結果は、概ね50万円前後の罰金刑（最低10万円。最高100万円）が最も多く、懲役刑が下される場合であっても、4年が最長であり、また執行猶予が付される場合が多いなど、人身取引事案の重大性に比し、十分な歯止めとなる制裁が下されていない。

(2) 売買春による搾取⁴⁹

88. 2014年度の売春防止法違反の検挙件数は817件（前年度1030件）、検挙人員は535人（前年度639人）となっている。また、検挙された人員のうち来日外国人を国籍別にみると、中国46人、韓国3人、タイ1人、コロンビア1人となっている。検挙された行為態様のうち、公然勧誘等が過半数を占める（256件。検挙人員248人）。しかし、公然勧誘行為が処罰対象とされていることは、売買春搾取の被害者が、刑事処罰の対象者として扱われることになり、被害者として十分な保護を受けられないばかりか、被害者として警察等への被害申告を躊躇させ、多くの売買春搾取の被害が潜在化する原因となっていると思われる。

2 人身取引の女性被害者に対する保護支援

(1) 女性被害者専用のシェルター

89. 現在、被害者は、婦人相談所又は民間シェルター（婦人相談所が一時保護を委託する。）において保護支援を受けているが、これらはDVその他何らかの理由で保護支援を必要とする女性も含めた施設である。しかし、日本政府は、現在の方法で十分であると考えており、人身取引の女性被害者専用のシェルターを設置する計画はなく、検討の予定もない。

(2) 被害者からのアクセス確保のための措置

90. 被害者への情報提供として、警察庁は連絡先電話番号を記載した多言語リーフレットを作成し（2014年には9か国語で約28万部）、日本国内の空港や港の入国審査場、飲食店、食材店などに配布している。また、被害者の出身地域の在外公館にも配布し（40か所、約1万枚）、査証審査のため面接した申請者に交付している。

91. なお、日本国内における相談・通報先としては、①警察庁匿名通報ダイヤル：0120-924-839（月～金9:30—18:15）、②入国管理局：0570-013904（英語、韓国語、中国語、スペイン語など）、③NGO人身取引女性相談センター：03-3368-8855、045-914-7008（英語、タイ語など、月～金10:00—17:00）、④よりそいホットライン：0120-279-338（英語、タイ語など、毎日10:00—22:00）がある。

⁴⁹ 警視庁「平成26年中における風俗関係事犯の取締り状況等について」（2015年3月） https://www.npa.go.jp/safetylife/hoan/h26_fuzoku_jihan.pdf

92. しかし、これらの方法でどの程度アクセスが確保されているかは不明である。NGOは以前から、覚えやすい番号で、日本語も含めた多言語24時間対応の専用ホットラインを設置することを提案しているが、日本政府にその予定はない。

(3) 社会復帰及び社会再統合のための措置

93. 日本政府は、被害者への保護支援として、①在留資格に係る措置（在留期間の更新、在留資格の変更、在留特別許可）、②婦人相談所等における措置（衣食住の提供、通訳支援、医療サービス・心理的ケアサービスの提供など）、③国際移住機関（IOM）を通じた帰国支援を実施している（関係機関との調整、航空券の手配、空港での出国手続など）、帰国後の社会復帰支援（到着時の迎え、滞在場所の提供、医療・法律相談などの提供、家族統合、経済的自立支援（小規模ビジネス立ち上げ、職業訓練、就学支援等）など）。しかし、これらの方法が被害者の社会復帰及び社会統合にどの程度寄与しているのかは不明である。

3 技能実習制度及び外国人研修プログラム

94. 技能実習制度及び外国人研修プログラムが労働搾取及び性的搾取の目的に使用されることがないように実施された具体的措置はない。

95. 外国人研修生・技能実習生は長い間、実質的に長時間低賃金労働者として扱われてきた。日本政府もこの事実を否定できず、2009年7月に出入国管理及び難民認定法を一部改正して新しい研修・技能実習制度を導入し、2010年7月にこれを施行した。新制度は、(1)在留資格「技能実習」を創設し、最初の講習期間（2か月を想定）を除いた残り全ての期間に労働関係法令を適用する、(2)送出し機関等が技能実習生から保証金等を徴収したり、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等を行うことを禁止する、(3)監理団体による指導監督支援体制の強化、管理に要する費用の透明化、監理団体等が重大な不正行為を行った場合の受け入れ停止期間の延長、欠格事由の拡大などを定めた。

96. さらに日本政府は、2015年3月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を国会に提出した。これは、(1)技能実習期間の上限を現行の3年から5年に延長し、(2)監理団体を許可制とし、技能実習生ごとに作成する技能実習計画に従った実習の実施などを実習実施者に義務付け、(3)暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって技能実習を強制するなどの人権侵害行為、技能実習契約の不履行に関する違約金等の予定、強制的な預金の管理等を禁止し、係る行為に対して刑罰を科すなどを内容とする。

97. しかし、外国人技能実習制度には、外国人による技能の習得を通じた日本の技術の海外移転を制度の目的としながら、実態は非熟練労働力不足解消のための制度として運用されているという制度目的と実態の乖離や、名目上の制度目的ゆえ

に、技能実習生には職場移転の自由が認められず、対等な労使関係の構築が困難となっている構造上の問題がある。

98. さらに、本国の送出国に渡航費用や手数料の名目で多額の借金をしている、労働搾取やセクシュアル・ハラスメントなど実習先でのトラブルが原因であっても技能実習期間中に実習を止めたり本国に帰国した場合には、多額の違約金を支払う義務を負っている、親戚等を保証人に立てるなどの事例も散見され、こうした事案においては、労働搾取や性的搾取の被害に長期間、甘んじざるを得ないのが現状である。
99. 加えて、外国人技能実習生は、日本語能力や地理状況、日本の生活状況や法的救済制度に関する知識が必ずしも十分ではないこと、技能実習のみならず、居住先など生活全般が受入機関の管理下にある場合が多いことなどから、労働搾取や性的搾取の被害に遭遇した場合に、適切な相談機関（労働組合、NGO、弁護士を含む。）や法的救済機関へのアクセスが極めて困難な状況にある。
100. この点、厚生労働省は、技能実習生に、技能実習生の心構え、生活・衛生面における情報、労働関係法令、健康・安全管理の基本等を、日本語と外国語（中国語・インドネシア語・ベトナム語・フィリピン語・タイ語・英語の6か国語）で併記した「技能実習生手帳」を無料で配布し、また、スマートフォンなどで閲覧できるウェブサイト版「技能実習生の友⁵⁰」で同内容の情報提供を行っている。しかし、掲載された相談窓口は、行政機関や公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）に限定されており、技能実習生の権利保護の観点から、十分な情報提供が行われているとは言えない。
101. 上記の改正法並びに法案は、監督の強化策や人権侵害等の予防や保護のための規定を盛り込んではいるものの、技能実習制度が抱える前述の構造的な問題は放置されたままである。また、送出国による保証金や、罰金の徴収等に対しては、何ら対策がなされていない。構造的な問題に触れないままに行う監督の強化策によっても、完全に対等な労使関係を構築することはできず、被害に遭った技能実習生が自ら保護を求めて改善や救済を求めることも依然として困難である。
102. 外国人技能実習制度の存続を前提とした施策によっては、労働搾取及び性的搾取を完全に防ぐことはできない。日本政府は、外国人技能実習生制度を直ちに廃止し、外国人の非熟練労働者の受入れについては、労働者に対する人権侵害を生じさせる構造的問題を克服した、新たな労働者受入れ制度の検討を開始すべきである⁵¹。
103. 仮に、外国人技能実習制度を当面存続させる場合には、(1)技能実習生による実習先の選択を可能とすること、(2)送出国の適正化のため、送出国による送出国の認定、調査や指導監督、送出国に保証金の徴収などの不適正な行為があったときは、当該機関からの送出国を停止することを義務付けるなどの

⁵⁰ 公益財団法人国際研修協力機構「技能実習生の友」 <http://www.jitco.or.jp/webtomo/>

⁵¹ 日弁連「外国人技能実習制度の廃止に向けての提言」（2011年4月15日） http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/110415_4.pdf

内容を盛り込んだ政府（当局）間取決めを締結し、その取決めを締結したことを当該国からの受入れの条件とすること、(3)技能実習生に対し、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって送出し国への帰国を強制することを禁止すること、(4)日本司法支援センター（法テラス）や弁護士会、外国人技能実習生の支援活動に実績のあるNGOなどに、技能実習生からの相談等の業務の一部を委託すること、などの対策が必要である⁵²。

4 在留期間の延長及び就労資格の保障の必要性

104. 外国人技能実習生を含め、外国籍の人身取引や売買春搾取の被害者の権利回復のためには、加害者を検挙するのみでは不十分である。被害者自身が、司法的救済制度を通じて、加害者・加害組織に対して、損害賠償や未払賃金の請求等をして加害者等の責任を追及する途を実質的に保障することが必要不可欠である。
105. しかし、現状においては、在留資格や在留期間の制限のある外国人被害者が、裁判手続を利用することは極めて困難であり、またこのことが泣き寝入りの温床に繋がっている。日本政府は、少なくとも民事裁判係属期間については、在留期間の延長、就労資格のある在留資格の付与など、外国籍の被害者の裁判上の権利行使を実効的ならしめる具体的措置を検討すべきである。
106. また、技能実習生が、未払賃金やセクシュアル・ハラスメントによる損害の賠償を求めて受入先機関等を訴える裁判事例は複数存在するが、その多くは、秘匿条項を付した和解で終了する。そのため、技能実習生をめぐる労働搾取や性的搾取の被害の実態が明らかとならず、問題のある受入先機関が、管轄の行政機関から何らの指導・是正・制裁を受けないまま、従前と変わらず、技能実習生を受け入れている場合がある。技能実習生や外国人研修プログラムを利用する機関・組織が、技能実習制度や研修プログラムに関連した裁判の当事者となった場合は、理由のいかんを問わず、管轄行政機関への報告義務を課するなどの措置を検討すべきである。

11. 締約国は、売春にかかわる女性を犯罪者と見なさないよう売春防止法を改正すること、及び売春の需要抑制を目的とする法的又はその他の措置を採用することを、想定しているかどうか示されたい。また、売春に対する教育的及び経済的代替案を提供し、売春をやめたいと考えている女性に向けて、離脱プログラム、回復及び社会復帰対策を導入するために、講じられた措置について示されたい。

53

⁵² 日弁連「『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案』に対する会長声明」（2015年4月24日） http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2015/150424_2.html

⁵³ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.1 50-167

1 売春防止法の改正について

107. 日本において売春に従事した女性の非犯罪化のために売春防止法を改正することは、予定されていない。日本政府は、性産業に従事する当事者女性の背景や女性たちが受けている搾取について理解せず、性産業に従事する当事者（その圧倒的大半が女性）について社会悪と決めつける態度を有しているようである。
108. 売春防止法は、売春行為（女性の行為に限らず男性の行為も含み、また、いわゆる買春行為も含む。）そのものを処罰の対象にはしていないが、売春の公然勧誘を処罰の対象としている（売春防止法第5条）。実際には、2012年で237件、230名が同法第5条違反で検挙されており（うち2割程度が外国籍）⁵⁴、そのほぼ全員が女性である⁵⁵。また、当事者女性の背景としては、貧困や家庭内や社会での居場所のなさが、性産業に関与する原因となっていることが多い。
109. 少なくとも、売春防止法第5条（勧誘等）を削除すべきである⁵⁶。

2 需要の抑制について

110. 上記の通り、日本政府には、需要が性産業の供給を生み出し、性産業を拡大させているという認識が欠如している。そのため、性産業に対して業務の適正化という視点からの一定のルールを課すことはしても（例えば、風営適正化法の規制）、需要を抑制するという視点は基本的にはない。
- (1) 18歳未満の者に対する買春については児童ポルノ禁止法が存在するが、18歳以上の者に対する買春についての法規制は皆無に等しく、政府内でその規制の強化を議論している形跡もない。
- (2) 日本政府は、現行法が規定する犯罪行為や違法行為の防止を呼びかけており、そのことによって需要対策を果たしていると認識しているようであり、根本的な買う側への対策への政治的意思が見られない。

3 出口プログラム並びに社会復帰及び社会再統合措置

111. 売春防止法では、売春を行ったり、行うおそれのある女子は、補導処分及び保護更生の措置の対象とされている。売春防止法第5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を「収容」する婦人補導院（売春防止法第17条）は、「規律ある明るい環境の下で、社会生活に適応させるために必要な生活指導及び職業補導、その更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行い、社会で自立して生活できる女性として復帰させること」を目的としている国立の

⁵⁴ 警察庁「平成25年警察白書 統計資料、特2-17 売春防止法違反の検挙状況の推移（平成20年～24年）」 <https://www.npa.go.jp/hakusyo/h25/data.html>

⁵⁵ 売春防止法は不特定の相手方との性交を禁止対象とし、その公然勧誘行為を処罰しているところ、ここでの性交とは男性器と女性器の結合と解釈されて運用されており、売春防止法第5条の勧誘は「街娼型」を対象に運用されている。また、日本政府の女性差別撤廃条約実施状況第6回報告の添付資料によると、退去強制手続を執った不法就労外国人のうち「売春」に従事していた者の数の99%以上は女性である。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/pdfs/hokoku06_ts.pdf

⁵⁶ 日弁連「刑法と売春防止法等の一部削除等を求める意見書」（2013年6月21日） http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130621_3.pdf

施設である。しかし、売春をした当事者女性を処罰すること自体に問題があり、刑務所の代わりに施設に収容しても、当事者女性の就労に結びつく技能の習得等の機会は提供はなされておらず、社会復帰・社会再統合にそぐわない。また、保護更生については、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子を、婦人相談所長の行う保護の決定に基づき入所させ、社会復帰に必要な生活指導、職業指導、授産、就職指導等を行うこと」となっている。その婦人保護施設では熱心な対応がなされていることも多いが、法律の枠組みとしては、売春に「転落」した女性に対する更生や収容という考え方を前提としており、女性差別的な価値観又は性産業に従事する当事者を差別する価値観を前提としており、また、社会復帰及び社会再統合措置として不十分である。

112. 女性差別的な過酷な労働環境や、不十分な社会保障制度、また、福祉政策の中で冷遇された女性たちは、生きるためによりましな選択として性産業を選ぶことも多々ある。売春を離れることを希望する女性のための出口プログラムは上記以外には存在しないことから、性産業に女性たちを供給し、また、女性たちが社会の中での生活が困難となり又は社会の中での居場所を失うと性産業に戻るといふ構造を、日本政府の無策が補強している。

政治的及び公的生活への参加

12. 報告書では、政治的・公的活動への女性の参画を増やすことを目的としたクォータ制を位置付けている。第3次男女共同参画基本計画の存在に言及している(CEDAW/C/JPN/7-8, para. 4)。本計画の効果的な実施についての情報を提供するとともに、同計画に、同クォータ制を遵守するためのインセンティブや制裁措置、執行のメカニズムが含まれているかどうか、情報を提供されたい。締約国は、社会全体のための意思決定に女性が参画することの重要性について、意識啓発対策を実施するかどうか示されたい。特に、男女間の実質的平等の達成を促進するために、クォータ制を含む暫定的特別措置を採用することによって、政治的・公的活動への女性の参画を更に増加させるために行った取組について、情報を提供されたい。

- 1 クォータ制の遵守を確保するためのインセンティブ、制裁及び／又は厳格な施行のためのメカニズムを含むのかどうか

113. 日本政府は、第4次男女共同参画基本計画に関する素案⁵⁷の中で、「重要政策会議の一つとして内閣府に設置されている男女共同参画会議において、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な政策や重要事項を調査審議するとともに、3次計画の実施状況や女子差別撤廃委員会の総括所見に対する対応状況を監視した。具体的な成果として、政治分野における女性の参画拡大に向けた調査審議

⁵⁷ 男女共同参画会議計画策定専門調査会「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」(2015年7月) 2頁 http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_sakutei/yojikeikaku/pdf/ikenboshu_honbun.pdf

が、各政党への働きかけなどポジティブ・アクション導入に向けた社会の機運醸成等に活用されたほか、予算等への反映に向けて女性の活躍を推進する観点から取り組むべき重点事項について調査審議し、提出した意見が政府の方針に反映されたことや地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について調査審議した内容を踏まえ、地域に根差した取組を推進するよう地方公共団体に要請したことなどが挙げられる。」と指摘している。

114. 上述のとおり、日本政府は各政党に対してクオータ制の導入を検討するよう要請しているが、政党の動きは鈍い。日本政府として政党の自律的行動を制約することはできない以上、この手法には限界がある。クオータ制の遵守を確保するためのインセンティブ、制裁及び／又は厳格な施行のためのメカニズムの一環として、法的クオータを施行することの合憲性について、研究会を発足させ、専門家による検討を始める必要がある⁵⁸。また、世界的には一定数あるいは一定割合を女性とするクオータから、男女が同じ数だけ存在することを求めるパリテへの動きが出てきており、意思決定に男女が50：50で参画することは民主主義の原則であり、ポジティブ・アクションのような措置ではないとの捉え方が広がっている。こうした潮流を踏まえながら、日本におけるパリテの可能性をも検討すべきである。加えて、女性閣僚比率に関して目標値を設定する方法も有効であろう。

2 締約国が女性の意思決定への参加が社会全体にとって重要であることの意識向上キャンペーンを実施しているかどうか

115. 男女共同参画率が著しく低いにもかかわらず、クオータやパリテに関する国民の認識や理解がほとんど進んでいないのが現状である。啓発活動を一層活発化させ、各国の事例を紹介する等、国民の間でクオータやパリテの理解を広げることが必要である。政党ごとの女性の参画状況の調査を継続し、その結果を公表することで、さらなる意識啓発に取り組むべきである。政党内部の意思決定における女性比率の向上も重要課題であり、公認決定における女性の参加も課題である。これらに関しても政党ごとの取組を可視化し、数値目標を提示させるよう取組を促す必要がある⁵⁹。

3 政治的及び公的生活における女性の参加を一層拡大するための取組に関する情報

116. 男女が共に責任を分かち合うことが基本的考え方である以上、女性にだけ焦点を当て、女性の政治参画を促すという発想自体に問題がある。女性側に問題があ

⁵⁸ 日弁連「全ての女性が貧困から解放され、性別により不利益を受けることなく働き生活できる労働条件、労働環境の整備を求める決議」（2015年10月1日） http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/civil_liberties/data/2015_1002_02.pdf

⁵⁹ 日弁連「人権のための行動宣言2009」（2009年11月） 2頁 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/jinken_sengen2009.pdf

るのではなく、男性が既得権益を離そうとしない問題点にも目を向けるといった視点が必要である⁶⁰。

教育

13. 締約国は、マイノリティを含む女性の教育について、(a) 伝統的に男性が優勢である学問分野への女性の進学を増加させること、(b) 大学における女性割合を向上させること、(c) 女性の管理職教員や女性の大学教員の数を更に増加させること、及び(d) 教育基本法における男女共同参画の推進を一本化することを含み、女性に対する教育拡充を目的とする特別措置を採用することを想定しているかどうか示されたい。⁶¹

1 学問分野別の男女割合

117. 日本政府は、女子学生や保護者などの理工系分野への関心と理解を促進すべく、女子中高生の理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム⁶²」を実施したり、ウェブサイトで女性研究者等のロールモデルなどの情報提供を実施している。
118. しかし、2014年の大学(学部)の専攻分野別男女割合を見ると人文科学は女性が65.6%であるのに対し、理学は26.4%、工学は12.9%であり、専攻分野による男女間の偏りはなお大きい⁶³。更なる具体的かつ実効的な取組が必要である。

2 大学進学率

119. 2014年度の大学(学部)の進学率は、男子55.9%、女子47%である⁶⁴。
120. 2014年度の女性割合は、大学43.8%、大学院(修士課程)30.2%、大学院(博士課程)33%であり⁶⁵、更なる増加が必要であるが、1項記載のとおり、理工系への進学を増やす取組はされているが、高等教育全体への女性の進

⁶⁰ 前掲日弁連「全ての女性が貧困から解放され、性別により不利益を受けることなく働き生活できる労働条件、労働環境の整備を求める決議」

⁶¹ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.2 56-260

⁶² 国立研究開発法人科学技術振興機構次世代人材育成事業「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」 <http://www.jst.go.jp/cpse/jyoshi/>

⁶³ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成27年版、I-6-4 図 専攻分野別に見た学生分布(大学(学部))の推移(男女別)」(2015年6月) http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-06-04.html

⁶⁴ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成27年版、I-6-1 図 学校種類別進学率の推移」(2015年6月) http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-06-01.html

⁶⁵ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成27年版、第6章、第1節 教育分野における男女共同参画」(2015年6月) http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/honpen/b1_s06_01.html

学率を高めるための取組は、特に行われていない。法科大学院では27.6%（2014年5月1日現在）が女子学生である⁶⁶。

3 学校の管理職及び大学教員の男女割合

121. 女性教員の割合は、小学校64.7%、中学校43%、高等学校29.7%と教育段階が上がるにつれて割合は低くなっている⁶⁷。
122. 管理職に占める女性の割合は、小学校では校長19.1%、副校長27.15%、教頭21.5%だが、中学校及び高等学校は、中学校の副校長（10.1%）を除きいずれも10%を下回っている⁶⁸。
123. 大学及び大学院、短期大学の全教員に占める女性の割合は、短期大学51.7%、大学及び大学院22.5%であり、特に教授、副学長及び学長に占める女性の割合は低い⁶⁹。
124. 専門分野別の女性教員の割合は、女性の割合が少ない専攻分野とほぼ同様の傾向がみられる。もっとも、人文科学など女性の割合が高い専攻分野であっても、教授の割合は22.3%にとどまっている⁷⁰。
125. このように、管理職や大学教員における女性の割合は非常に低いが、女性割合を増やすための施策としては、都道府県教育委員会や大学等に対し女性の校長・教頭等や教授等への積極的な登用を働きかけるにとどまっており、実効的な取組がされているとはいえない。

4 ジェンダー平等の促進と教育基本法について

126. 「男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。」と規定する教育基本法第5条が2006年の改正時に削除され、教育基本法にジェンダー平等の促進を取り入れるための取組も全くなされていない。

雇用

14. 次の事項について、追加的講じることを想定している措置を示されたい。
(a) 雇用における男女平等を推進するための包括的政策の策定、

⁶⁶ 前掲内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成27年版、第6章、第1節 教育分野における男女共同参画」

⁶⁷ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成27年版、I-6-6図 本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育、高等教育、平成26年度）」（2015年6月） http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-06-06.html

⁶⁸ 前掲内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成27年度、I-6-6図 本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育、高等教育、平成26年度）」

⁶⁹ 前掲内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成27年度、第6章、第1節 教育分野における男女共同参画」

⁷⁰ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成27年度、I-6-7図 大学教員における分野別女性割合（平成26年度）」（2015年6月） http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-06-07.html

- (b) 労働市場におけるマイノリティの女性の参画推進,
- (c) 水平的・垂直的職務分離の撤廃,
- (d) 女性の雇用において有期, パートタイム, 非正規の雇用が支配的であることへの対処,
- (e) 妊娠や出産を理由にした女性の違法解雇の撤廃,
- (f) 仕事と家庭の両立ができないことを理由とした, 女性への退職強要がなされないように確保する措置,
- (g) 家庭における男女間の平等な責任分担の推進,
- (h) 同一価値労働に対する同一賃金の確保 (同原則を実現するための法規定の制定を含む),
- (i) 職場におけるセクシャル・ハラスメントを処罰する法の制定,
- (j) 女性による無償労働の貨幣評価額の調査,
- (k) 年金給付における男女間の格差の削減,
- (l) 育児の質の確保

1 「a)雇用における男女の平等を促進するための包括的政策を開発すること」について

127. 日本政府は、2003年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標を男女共同参画推進本部において決定し、2005年12月に閣議決定した「第2次男女共同参画基本計画」にこの目標を明記している⁷¹。近時、2015年8月に女性活躍推進法が成立し、2016年4月1日以降、国・地方公共団体、301人以上の大企業は、(1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2)その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(3)自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わねばならないこととなった⁷²。
128. このように、日本政府・国会は「雇用における男女の平等の促進」を目標とする包括的・理念的政策や男女同一賃金の原則を定めた労働基準法第4条、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）、男女共同参画社会基本法、育児介護休業法、有期契約労働者に対する不合理な差別を禁止した労働契約法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（以下「パートタイム労働法」という。）など性別や雇用形態による不合理な差別の禁止や母性の保護を目的とする様々な法制度の整備を進めているが、個々の法律の具体的な内容や効果を見ると「雇用における男女の平等の促進」という理念や目標から乖離したものがあり、かえって逆行する効果さえもたらしている。実際、男女雇用機会均等法が制定された

⁷¹ 内閣府男女共同参画局「第2次男女共同参画基本計画」（2005年12月） 1, 2頁 http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/2nd/pdf/all.pdf

⁷² 厚生労働省「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要」 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-S-eisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000095826.pdf>

1985年以降、男女間の賃金格差はほとんど縮小しておらず、女性の管理職割合と合わせてOECD先進諸国の中で最低レベルであり、むしろ女性労働者の非正規雇用の割合は増加し続け、女性労働者の6割が第一子の出産を機に退職をしている現状にある。我が国の包括的政策が、職場と家庭を含めた社会全体の男女の性別役割分担意識の解消、長時間労働の規制、同一価値労働同一賃金の原則の実現、ワークライフバランスの実現に十分な効果を上げていないことは明らかである。その原因として、労働法の多くが行政法規であり行政指導の対象となっても、違反した場合の民事的効果が明らかでないこと、労働者派遣法やパートタイム労働法など労働法の種類が多岐にわたり、またその多くが複雑で分かりにくい条文で、適用対象である労使双方が理解困難であることが多いこと、労働法で保障された権利の実現には司法手続を通じた労働者自らの権利行使が必要であるところ、時間的・心理的・経済的コストの負担や立証責任の負担を軽減し、法によって保障された権利を実質的かつ容易に権利行使しうる法の実効性確保の制度が不十分であることが考えられる。今後は、労働組合や行政機関の提訴権限の付与、労働法違反の場合の民事的効力の明示、労働裁判における集団訴訟制度又は団体訴訟制度や懲罰的制裁制度の導入、処遇格差の合理性の立証責任を使用者側に課すこと、片面的敗訴者負担制度の導入⁷³など、個々の労働者の実質的かつ容易な権利行使を保障する法の実効性確保の制度の整備が必須である⁷⁴。

2 「b) マイノリティ女性の労働市場の参加を促進すること」について

129. 前回の統括所見から指摘を受けた後も日本政府は何の対策も実行していない。「アイヌ政策推進会議」の委員14名のうちアイヌ民族の女性は1名だけである⁷⁵。沖縄女性、性的マイノリティの女性については全く報告がない。性的指向と性自認に基づく差別を法律で禁止する制度はなく放置されている。
130. また、外国籍の女性については、女性でありかつ外国人であるという複合的差別を受けやすく、特に日本語能力が不十分である場合は、違法な労働搾取やセクシュアル・ハラスメントの対象となりやすい。にもかかわらず、在留資格や在留期間の制限や情報アクセス障害ゆえに、時間的・経済的・精神的負担の多い司法手続を通じて権利行使する途を事実上閉ざされる場合が多い。したがって、少なくとも、労働紛争解決のために民事裁判や行政機関などを利用している期間については、就労可能な在留資格を付与したり、在留期間を延長するなどの具体的措置を検討すべきである。

3 「c) 水平及び垂直両方の分業を撤廃すること」について

⁷³ 日弁連「弁護士報酬の敗訴者負担制度に関する決議」（2000年10月18日） http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2000/2000_22.html

⁷⁴ 前掲日弁連「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人が人間らしく働き生活する権利の確立を求める決議」

⁷⁵ 内閣官房アイヌ総合政策室「アイヌ政策推進会議 構成員名簿」 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/meibo.pdf>

131. 日本政府は、前々回の審査の総括所見や最終意見において委員会から同問題について指摘されているにもかかわらず、現在においても、「コース別雇用管理制度等については、…性別によって異なる取扱いを行うものではない限り、男女雇用機会均等法上の問題はない。」との認識を改めようとしな。日本政府は、コース別雇用管理制度も含む全ての間接差別の禁止、国際基準に基づく職務評価手法を確立するために、間接差別の限定列举を廃止すべきである⁷⁶。

4 「d)有期、パートタイム及び非正規雇用に女性が多いことに対して取り組むこと」について

(1) 有期契約について

132. 2012年8月に労働契約法が改正され(以下「改正労働契約法」という。), 有期契約者が通算5年雇用されれば無期雇用に変換されること、最高裁判所による雇止め禁止の法理が明文化されるなどしたが、通算に当たり更新の際に一定の空白期間があれば通算されないこと、そもそも有期契約について合理的な理由がある場合に限るなどの入口規制がないことなどから、根本的な解決には至っていない。

133. また、改正労働契約法第20条は、有期契約であることを理由とする不合理な差別を禁止しており、相応の実効性を期待できる。しかし、現実的には、労働者が在職したまま、裁判を通じて同条に基づく権利行使を主張することは、かえって使用者との関係を悪化させる場合がある上、同様の差別的待遇を受けている複数の労働者がいても、判決の効力は裁判当事者である個別の労働者にしか及ばず根本的な解決にならない可能性がある。均等・均衡待遇の原則を実現するためには、労働組合や行政機関の提訴権限や集団的訴訟制度の導入などが検討されるべきである。

(2) パートタイマーについて

134. パートタイム労働法第9条は、退職するまでの全ての期間、①職務内容(業務の内容と業務に伴う責任の程度)、②人材活用の仕組み・運用の範囲(職種変更や転勤を含めた配置の変更の見込み)の二つについて、「通常の労働者」と同一であることを条件として、上記2要件を満たすパートタイム労働者の待遇について通常の労働者との間に「差別的取扱いをしてはならない。」と規定している。

135. しかし、職務の同一性の判断基準が不明確であり、恣意的に運用される結果、対象となるパートタイム労働者が極めて限定され、実際には、救済規定としてほとんど機能していない。

(3) 非正規雇用者

⁷⁶ 日弁連「『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律』の改正に向けた意見書」(2013年11月22日) http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_131122_3.pdf

136. 非正規労働者の割合は女性の方が高く、非正規労働者に対する差別的待遇が男女間の格差に反映されてしまっている。非正規労働者に占める女性の割合は55.8%と増加しており、正社員・正職員以外の女性短時間労働者の平均所定内賃金は、一般労働者の50.7%にしかない。
137. 2015年9月、労働者派遣法が改正され、無期雇用の派遣労働者について派遣期間制限の撤廃、有期雇用の派遣労働者についての派遣期間制限の緩和など、労働者を守るための派遣雇用に関する規制が緩和された。派遣社員と派遣先の社員との均等待遇が確保されていない中で、正規職員の派遣社員への代替化、非正規雇用者の増加が懸念される。
- 5 「e) 妊娠及び出産による女性の違法な解雇を撤廃すること」について
138. 2006年の男女雇用機会均等法改正において、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止規定や母性健康管理に関する事業主の義務違反等について、紛争援助や制裁の強化が盛り込まれたにも関わらず、「マタニティ・ハラスメント」が社会問題化するなど、依然として妊娠・子育てをする女性が働き続けることが困難な状況にある。
139. 2014年10月23日最高裁判所判決は、女性労働者につき妊娠中の軽易な業務への転換を契機として降格させる事業主の措置は、原則として男女雇用機会均等法第9条第3項の禁止する取扱いに当たり、例外的に同項の禁止する取扱いにあたらないことについては使用者に事実上の立証責任があるとの画期的な判断を示し、これを受けて厚生労働省は、妊娠・出産と降格などの時期が近ければ「違法」と原則判断するように全国の労働局に通達を出した。
- 6 「f) 仕事と家庭生活をバランスさせることができないうために女性が仕事を辞めざるを得なくならないよう確保すること」について
140. 前回の総括所見で指摘されたが、政府報告は前回と同じであり、具体的施策は行われていない。
- 7 「g) 女性と男性の間で家庭責任を平等に分担することを促進すること」について
141. 前回の統括所見で指摘されたが、政府報告は前回と同じであり、長時間労働や遠隔地への配置転換に対する規制など具体的施策は行われていない。
- 8 「h) 同一価値労働同一賃金の原則を認める法規定を採択することを含め、男女の同一価値労働同一賃金を確保すること」について
142. 日本政府は、男女間の賃金格差について、男女一般労働者の格差のみを報告しているが、当該報告は、女性短時間労働者を除いた報告であり、日本における男女間の賃金格差の真の実態を明らかとしたものではない。

143. 日本で貧困問題が深刻化している大きな原因の一つとして、非正規労働の拡大などによる雇用の破壊及びワーキング・プアの増加がある。そして、非正規労働者の多数が有期契約労働者である。また、非正規労働者の割合は女性の方が高く、非正規労働者に対する差別的待遇が男女間の格差に反映されてしまっている。
144. 労働基準法には同一価値労働同一賃金の原則を明文化する規定がないばかりか、解釈による同一価値労働同一賃金の原則の確立すら全くできていない。

9 「i) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントを処罰する法規定を採択すること」について

145. 男女雇用機会均等法において事業主の配慮義務が規定され、厚生労働省によりセクシュアル・ハラスメントに関する指針などが出されているものの、直接的な罰則規定はない。セクシュアル・ハラスメントに関する紛争については、行政機関のあっせん等が利用できるが、解決水準が低く、また相手方の出廷の強制力がなく、実効性に乏しい。被害者が加害者や使用者に対して損害賠償を求める民事訴訟を提起しても、判決までに1年以上を要する場合が多く、損害賠償が認容されたとしても、認容金額は数十万円から数百万円であり、弁護士費用さえ賄えず、また企業側にとってもセクシュアル・ハラスメント抑制に効果的な金額であるとはいえない。加えて、裁判闘争の過程で過去の男女交際歴や被害者の落ち度を追及されるなど、プライバシー侵害や二次被害のリスクもある。低額の賠償金水準や二次被害のリスクは、セクシュアル・ハラスメントの被害者が司法制度の利用を躊躇する原因となっている。

1 0 「j) 女性の無償労働の金銭的価値を調査すること」について

146. 日本政府は第6回報告書と同様、「社会生活基本調査」として女性の家庭や家族における女性の役割や責任を調査し、依然として女性が中心的な役割を担っていることを懸念すると報告しているが、具体的な調査結果については報告されていない⁷⁷。

1 1 「k) 年金におけるジェンダー格差を縮小すること」について

147. 離婚後の女性の年金分割について、2008年以降の離婚については、女性の単独申請により分割可能となった。しかし、2008年以前の年金の分割については他方配偶者の同意又は家庭裁判所での審判が必要である。日本における離婚の9割は裁判所が関与しない協議離婚であり、年金分割制度が広く普及するまでには至っていない。また、年金分割が請求できる期間が離婚後2年間に限定されている。

1 2 「l) 保育の質を確保すること」について

⁷⁷ 日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第6回報告」 Para.322

148. 保育の「質」に関しては、何ら具体的施策が採られていない。

健康

15. 締約国は、母体保護法に規定しているとおおり、母親の生命及び健康を保護する場合を除き、墮胎は刑法第212条上の犯罪に該当すると、報告書に示している（パラグラフ359）。また、母体保護法第14条では、中絶を望む女性は男性パートナーからの承認が必要である旨、委員会は情報提供を受けている。中絶が法的に及び実際に認められる条件についての詳細情報を提供し、また、強姦や近親姦、胎児の奇形の場合には中絶を合法化することを想定する措置を示されたい。⁷⁸

1 法律自体の条約適合性について

149. 人工妊娠中絶をした女性のみを処罰の対象とする刑法第212条（墮胎罪）の規定は、結果として女性のみを刑罰を課することになるため、本条約第2条（g）や第4回世界女性会議「行動綱領」⁷⁹に違反するものである。
150. また、全ての人工妊娠中絶に配偶者の同意を求める母体保護法第14条の規定は女性に必要な保健サービスへのアクセスへの障害となっており、また、男性配偶者に、女性の妊娠の継続についての最終的な決定権を持たせるものであり、リプロダクティブ・ライツを侵害するものである。
151. なお、刑法第213条及び第214条は、女性の人工妊娠中絶の施術をした者をも処罰するものであり、この規定の存在は、女性に必要な保健サービスへのアクセスを妨げている。
152. (1)刑法第212条（墮胎）、第213条（同意墮胎及び同致死傷）及び第214条（業務上墮胎及び同致死傷）を削除すべきであり、また、(2)母体保護法第14条（医師の認定による人工妊娠中絶）第2項を改正し、少なくとも①配偶者からDVを受けていたり、別居中の場合など配偶者に同意を求めることが著しく困難な場合又は②配偶者間で意見が一致しなかった場合には、人工妊娠中絶について夫の同意を不要とするよう改正すべきである⁸⁰。

2 人工妊娠中絶についての法律上の要件

153. 刑法墮胎罪の規定はすべての人工妊娠中絶を犯罪として規定しており、その後制定された母体保護法では一定の要件の下に非犯罪化される条件が規定されている。その母体保護法の条文（第14条）は以下の通りである。

「都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定す

⁷⁸ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～ Para.305-310

⁷⁹ 第4回世界女性会議行動綱領（総理府仮訳） Para.106(k) http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html

⁸⁰ 前掲日弁連「刑法と売春防止法等の一部削除等を求める意見書」

る医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- (1) 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
- (2) 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。」

154. 上記のとおり、刑法の墮胎罪にて人工妊娠中絶をした女性が処罰されないためには、①身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれ、暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間の姦淫による妊娠、②本人の同意及び配偶者がいる場合には配偶者の同意及び③指定医師によること、の全てが揃うことが条件となっている。

3 人工妊娠中絶についての実態

155. 実情については、2011年度の衛生行政報告例⁸¹によると、報告された人工妊娠中絶20万2106件のうち、(1)母体の健康を理由とするものが20万1928件、(2)暴行脅迫を理由とするものが178件である。
156. (2)暴行脅迫の件数は著しく少ないが、我が国では性暴力の定義が非常に狭く（質問事項5参照）、かつ、夫婦間強姦が事実上処罰されておらず、指定医師は暴行脅迫要件の有無の判断において警察への被害届の有無を重視するため、件数が著しく低くなっている。
157. 他方で、未成年者の人工妊娠中絶について、上記条文の要件としての記載はないにも関わらず、指定医師から親（保護者）の同意を求められ、未成年者の人工妊娠中絶へのアクセスを妨げている実態も多数存在する。
158. 配偶者の同意が必要とされていることについては、DV被害女性においては配偶者の同意を取得することが困難であることがしばしばあり、指定医師においてはDV加害男性からの攻撃やトラブルを恐れるため、女性が望まない出産を強いられることも多い。

4 強姦、近親姦及び胎児の重大な形成異常の場合の中絶について

159. 我が国では、中絶が可能な条件は、(1)身体的又は経済的理由により母体の健康を理由とするもの及び(2)暴行脅迫を理由とするもののみである。
160. そのうち(1)母体の健康を理由とする人工妊娠中絶が大半を占めている。胎児の重篤な先天的な形成異常について明文で適応事由とされていないが、母体の健康

⁸¹ 厚生労働省「平成23年度衛生行政報告例の概況」（2012年10月25日） http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/11/

を害するおそれがあると事実上医師が解釈して実施されている実態もある。近親姦による妊娠の場合も、便宜上この理由で実施されていることが多いようである。他方で、指定医師の判断で、母体保護法の要件を満たしていないと判断されて、警察に通報され、刑法堕胎罪の事件として事件化されることがまれにある。

161. 強姦による妊娠の場合には、(2)暴行脅迫による妊娠の人工妊娠中絶に形式的には該当するが、被害届の提出や性暴力の定義の狭さが相まって、適切には運用されておらず、また、人工妊娠中絶サービス全般へのアクセスが困難であることから、中絶可能な時期（22週未満）を超過して中絶できなくなることも起きている。

5 背景事情

162. 日本政府の5年ごとの計画である、第4次男女共同参画基本計画の策定においては、第3次男女共同参画基本計画や第4次男女共同参画基本計画の検討段階で記載されていた人工妊娠中絶に関する記述がことごとく削除される可能性が高い。
163. また、与党議員からは、未成年の人工妊娠中絶に対して厳しく対処すべきとの趣旨から、人工妊娠中絶について年齢制限をすべきとの発言さえされている。

16. 性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）に関する包括的で年齢に適した教育への利用可能性とアクセス、及び避妊薬の使用率に関するデータを提供されたい。また、強制不妊手術の対象となった障害者の女性に対する補償について、講じられた措置に関する情報を提供されたい。女性の精神的・心理的健康に関する情報を、データと共に提供されたい。⁸²

1 性教育について

164. 文部科学省による中学校学習指導要領では、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。」と記載し、文部科学省による高等学校学習指導要領では、「健康な結婚生活について、心身の発達や健康状態など保健の立場から理解できるようにする。その際、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題について理解できるようにするとともに、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについても理解できるようにする。また、結婚生活を健康に過ごすには、自他の健康への責任感、良好な人間関係や家族や

⁸² 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Para.3 12-318

周りの人からの支援，及び母子への健康診査の利用などの保健・医療サービスの活用が必要なことを理解できるようにする。」と記載されている。

165. このように中学校では妊娠について抽象的に扱うものの，具体的な性交や避妊については情報提供がされず，禁欲を原則とする教育が求められている。高等学校では，妊娠について生物学的説明とともに，避妊の意義や人工妊娠中絶の心身への影響も教育されることになっているが，具体的な情報の提供がなくかつ子ども達がこのようなサービスにアクセスすることは困難なままであり，これでは到底，包括的で年齢に適した，性教育及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育の利用可能性，アクセス可能性を保障しているとはいえない。
166. 性教育については，国会，地方議会での議員の質問を契機とした教育行政への介入，一部マスコミの事実をゆがめた報道キャンペーンがなされ，その例として，2001年から配布されていた中学生向け性教育パンフレット「思春期のためのラブ&ボディ」（厚生省所管財団法人作成）について，衆議院文教委員会で国会議員（元国家公安委員会委員長）からの「セックスをあおっている。」という質問に対して，文部科学大臣（当時）が「中学生に，ここまでという気がする。」と答弁したやりとりを反映して，2002年に「ラブ&ボディ」は絶版となり，在庫は回収されたという事件が起き，また，2003年には，都立七生養護学校で行われていた性教育（こころとからだの学習）を過激と評価する東京都教育委員会委員，都議会議員3人及びある新聞社が介入した事件などがあり，その後，多くの教育現場では，性教育に対して自粛をするようになった。

2 避妊実行率

167. 国連人口基金が作成している世界人口白書（2014）によると，女性の何らかの避妊法の実施率は56%，女性の近代的避妊法の実施率については50%となっており，極めて低い割合となっている⁸³。

また，Alan Guttmacher Institute 作成の『Sharing Responsibility; Women, Society and Abortion Worldwide』によると，日本では，計画外出産（計画外の望まない出産及びもっと出産を先送りしたかったとの回答の合計）は52%である⁸⁴。

3 優生手術について

168. 旧優生保護法⁸⁵は，「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」，つまり，病気や障がいを持つ子どもが生まれてこないようにすることを目的としており，「遺伝性疾患」だけでなく，「ハンセン病」，「遺伝性以外の精神病，精神薄弱」

⁸³ 国連人口基金「世界人口白書2014」 104，105頁 <http://www.unfpa.or.jp/cmsdesigner/data/entry/publications/publications.00042.00000005.pdf>

⁸⁴ Alan Guttmacher Institute「Sharing Responsibility; Women, Society and Abortion Worldwide」
<https://www.guttmacher.org/pubs/sharing.pdf>

⁸⁵ 1996年に母体保護法に改訂し「優生手術」については削除された。

も優生手術の対象とし、本人の同意なしに優生手術を実施できることになっていた。1996年までに旧優生保護法に基づいてなされた不妊手術については事実解明も謝罪も賠償もされていない。1996年までの公式の統計では、旧優生保護法に基づく本人の同意がない不妊手術は約1万6500件（うち女性は7割程度）が報告されているが、報告されていない件も多い。また、法改正後も事実上の強制又は勧奨による不妊手術がなされていることは確認されているが、総数さえ把握困難である。

169. 優生手術の可否は、医師によるその疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であるとの申請に基づいて行政機関である都道府県優生保護審査会が決定する（なお、都道府県優生保護審査会の決定について事後的に決定取消の訴訟提起ができる規定は存在していた。）というものであった。
170. また、旧優生保護法は、その方法として「生殖を不能にする手術」と決めていて、それ以外の方法は禁じていたが、規定外のレントゲン照射や子宮の摘出が女性障がい者に実施され、このような違法行為が黙認されていた実態が存在する。

4 女性の精神的及び心理的健康に関する情報

171. このような視点からの日本政府のデータ収集や施策はなされていないようである。
172. 医療界では、一部の医師によって女性の社会進出に伴うストレス負荷による不眠・うつ、月経前症候群、気分障がい等の精神疾患の増加や、女性に対する暴力に起因する精神的症状の発生に対処しているが、日本政府の政策としての位置付けとしては不十分である。

17. 締約国は、放射線被ばく量が年間20ミリシーベルト以下の地域について、避難指示区域指定の解除を計画している旨、委員会は情報提供を受けている。また、福島原発事故に関する健康診断は甲状腺検査に限られ、福島県の住民だけが対象であること、及び無償医療は18歳未満の子供に限られることについての情報を得ている。こうした措置が、妊娠中の女性を含む女性の健康に及ぼす影響について示されたい。

1 福島第一原子力発電所事故後の健康調査

173. 福島県は、福島県民を対象として福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）による健康被害についての網羅的な調査を実施している。しかし、健康状態を把握する調査は、質問紙調査のほか「妊産婦に関する調査⁸⁶」、「甲状腺検査⁸⁷」及び原発事故前からの検診を利用した「健康診査⁸⁸」のみである。しかも、

⁸⁶ 福島県「県民健康調査『妊産婦に関する調査』について」 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/111723.pdf>

⁸⁷ 福島県「福島県『県民健康調査』甲状腺検査について」 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/98285.pdf>

⁸⁸ 福島県「県民健康調査『健康調査』について」 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/>

それらの調査の対象者は、避難区域等の住民及び「基本調査⁸⁹」の結果必要と認められた方に限られている。国は福島県の調査に対して財政上の措置、技術的な助言・情報等の側面的な援助をするに留まる。

(1) 福島県による健康調査⁹⁰

174. 福島県は全県民に対して、事故発生から3か月後の2011年6月から「県民健康管理調査（後に県民健康調査に改称）」を開始した。この調査には基本調査と詳細調査がある。基本調査は被曝線量を把握するためのもので、問診票を返送するアンケート方式によるものであり、健康状態を把握するための調査は詳細調査による。
175. 基本調査では、回答者に対して速やかな対応・手当をすることは予定されていない。なお、基本調査問診票の回収率は低迷し、2015年3月末現在回収率は27.1%である⁹¹。
176. 詳細調査として、避難区域等の住民を対象とする「健康診査」は、現存の検診等を活用して血算⁹²等限られた検査項目について検査が行われる。また、「こころの健康度・生活習慣に関する調査⁹³」は対象者に質問紙を郵送して行われ、その他に「妊産婦に関する調査」及び「甲状腺検査」がなされている。
177. 「妊産婦に関する調査」は、2013年度から2015年7月31日までに福島県内市町村から母子手帳を交付された者及び県外で交付され、里帰り出産をした者を対象として質問票が郵送された。調査事項は、妊産婦の心の健康度、現在の生活状況（避難生活、家族離散の状況）、出産や妊娠経過中の健康状態、育児の自信や次回妊娠に対する意識についてである。調査結果により支援が必要と判断された回答者に対しては、助産師・保健師等からの電話支援がなされる。調査対象者の妊娠、出産等の相談に対しては、専用ダイヤルとメールアカウントを設けて、助産師、保健師等が相談に応じ、専門的な回答が必要な場合は医師等が対応する体制をとっている。2013年度の結果報告⁹⁴によれば、毎年回答率は50%前後であり、母子健康手帳交付後の流産率・中絶率は経年とほぼ変わりなく、早産率5.4%及び単胎の先天奇形・先天異常の割合は一般データとほぼ同等であった。しかし、うつ傾向有りと判定された母親の割合（24.5%）は経年的に減少傾向を示しているが、産後うつの推定発症率は全国

111705.pdf

⁸⁹ 福島県「県民健康調査 - 基本調査 -」 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/66650.pdf>

⁹⁰ 福島県「県民健康調査について」 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045b/kenkocoyosa-gaiyo.html>

⁹¹ 福島県「第19回福島県『県民健康調査検討委員会、資料1 県民健康調査『基本調査』の実施状況について』（2015年5月18日）」 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/115319.pdf>

⁹² 赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画のこと。

⁹³ 福島県「県民健康調査『こころの健康度・生活習慣に関する調査』について」 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/111726.pdf>

⁹⁴ 福島県 第18回福島県「県民健康調査」検討委員会（2015年2月12日開催）「資料6 平成25年度『妊産婦に関する調査結果』報告書」 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/101606.pdf>

データによる一般的数値10～13%前後に比し、いまだに高率であると報告されている。

178. 甲状腺検査は、先行検査（一巡目、一次検査）と本格検査（二巡目、二次検査）に分かれる。先行検査は甲状腺の状態を把握するために、震災時18歳までの福島県民を対象に実施された。これまでに甲状腺検診を受けた約30万人のうち112人が甲状腺がんやその疑いと判定され、2巡目になって初めてそのように判定された人も8人いたことが報告されている⁹⁵。この検査結果は甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍の発症数であるが、被ばくによる過剰発生か過剰診断のいずれか、「県民健康調査」検討委員会では評価が分かれている。しかし、被ばくによる過剰発生者の可能性を完全に否定するものではない。

179. 今後も慎重に健康診断を続けていく必要性は極めて高い⁹⁶。

(2) 「県民健康調査」の問題点

① 対象者が限定されていること

180. 本件事故による放射性物質の飛散状況からすれば、放射線による汚染地域は福島県内に限定できない。しかるに国は、予算措置等側面的な支援をするのみで、他県住民の健康調査を実施していない。しかも、前述のとおり福島県の詳細調査も限定された地域等の住民に限られ、「甲状腺検査」については年齢制限があり、甲状腺がんでは女性が男性より罹患率が高い⁹⁷にもかかわらず、19歳以上の被災者が調査対象から外されている。健康調査にジェンダーの視点が欠けているといわざるを得ない。

② 内容が限定されていること

181. 県民健康調査で把握していない健康被害が子どもや女性に起っている。

182. 福島県の子どもの肥満傾向が続いている実態が2013年度の学校保健統計調査で明らかとなった。福島県の5歳から17歳のうち6歳、8歳、10歳、13歳及び17歳の子ども肥満の割合は全国で1位である。文部科学省は「運動不足や避難生活のストレスが原因」とみている⁹⁸。原発事故後放射線への不安から児童、生徒の屋外活動を制限する幼稚園、学校等は減少傾向にある。しかし、児童生徒に対して外遊びを制限する家庭も少なくないところ、屋内遊戯・体操では代替できない健康被害が続いている。別の調査では、被災地の母子のストレスによる肥満傾向が報告されている。子育てに関わる多くの母親らは子どもの屋外での活動が制限される場合、おのずから屋外活動

⁹⁵ 福島県 第19回福島県「県民健康調査」検討委員会（2015年5月18日開催）「資料2 第6回『甲状腺検査評価部会』開催報告」 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/115320.pdf>

⁹⁶ 日弁連「福島第一原子力発電所事故の被災者を救済し、被害回復を進めるための決議」（2015年10月1日） http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/civil_liberties/data/2015_1002_03.pdf

⁹⁷ 国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター「最新がん統計」3がん罹患3)部位別のがん罹患率の記載参照。2011年部位別がん罹患率全国推計値は甲状腺について男性3490に対して女性は10250である。

⁹⁸ 日本経済新聞記事（2013年12月13日）

が制限され、運動不足やストレスにより肥満傾向に陥り易いことは想像に難くない。福島大学災害心理研究所のストレスに関する調査によると、原発事故により避難指示区域から福島県内外に避難する母子は、区域外の母子よりストレスが著しく大きいことが判明している⁹⁹。また同大学の筒井雄二教授らの共同研究グループは、原発事故によるストレスが福島県内に止まるものではないことについて、宮城県南部で暮らす母子の感じている不安やストレスは、福島市に住む母子と同程度との調査結果を発表している¹⁰⁰。

183. 日本政府は健康上の不安、生活上の負担、経済的な問題等を抱えながら生活している被災者特に子どもや女性の視点に立ち、福島県全域及び年間追加被ばく線量 1 mSv を超える地域に居住していた又は居住している者に対し、定期的かつ継続的な健康診断（血液検査・尿検査を含む。）を無償で行い、その結果を広く共有し、専門家等が検証できるようにすべきである¹⁰¹。

2 年間放射線量 20 mSv を下回る汚染地域の避難区域解除計画による女性の健康への影響¹⁰²

184. 放射能汚染地域に事故当時から生活している住民も避難した住民も、被ばくによる影響がどのように生じるかも把握できない状況である。そのため、健康被害についての不安が非常に大きい。被災者に限らず、原発事故による被爆の実態はいまだに解明されていない。低線量被ばくによる健康への影響については、確立した科学的知見も存在せず、そのリスクの捉え方は必ずしも一致していない。我が国は原子力発電を推進するに際して、国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）の勧告による年間 1 mSv を超えてはならないとする「公衆線量限度」の基準を採用してきた。ICRPは、被災地への帰還を促進する基準として年間 1 mSv が「代表的」としている。日本政府は 2015 年春から 20 mSv という高すぎる基準による避難区域の解除を進め、区域外避難者を含む住宅支援や補償などの打ち切りを目論んで被災地帰還政策を加速化させている。解除対象地域では、農地や山林から高い線量の放射線が放出される例もある。また、広大な森林の除染は極めて困難であり、住宅地のみを除染しても、森林近くの住宅地では線量が低下しないとの事例も見られる。しかも、福島第一原発は熔融燃料の取り出しや汚染水の漏出等により日々放射性物質を放出している状況にあって、いまだ収束にはほど遠い。そのため、日本政府の避難解除計画による健康被害に対する危険及びその不安は、避難帰還区域に帰還を勧められている被災女性、特にこれから子どもを生み育てようと考えている女性及び現に子育てをしている女性たちにとっては募るばかりである。避難指示又は勧奨の解除に関し南相馬市の住民から行

⁹⁹ 毎日新聞記事（2015年10月1日）

¹⁰⁰ 河北新報オンラインニュース（2015年10月1日）

¹⁰¹ 前掲日弁連「福島第一原子力発電所事故の被災者を救済し、被害回復を進めるための決議」

¹⁰² 日弁連「東日本大震災の復興における男女共同参画と被災女性の権利保障に関する意見書」（2011年12月15日） http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/111215_3.pdf

政訴訟が提訴され、栃木県（福島県の南に隣接し、東京電力からの賠償対象外区域）の住民7000人からは東京電力に対し事故による生活費の増加分及び慰謝料の他、謝罪と除染や健康調査のための基金の設立を求める集団ADRの申立てがなされている¹⁰³。

3 質問事項17.a)及びb)について

(1) a) の健康診断が甲状腺診断に限定され、福島県民のみを対象としているとの情報について

185. 本項1の原発事故後の健康調査部分に記載したとおりである。

(2) b) の医療費の減免について

186. 福島県は18歳までの医療費は無料としているが、国は、医療費負担について、2012年に成立した「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」第13条により支援対象を被災した子どもと妊婦に限定し、「東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。」としている。しかも、法文上原発事故に関連した避難生活、ストレス、心的外傷後ストレス障がい（PTSD）なども救済の対象となるか明確でない。現在日本政府が進めている避難解除計画による住民の帰還には、女性の健康に対する不安及び適切な医療を受ける機会が阻まれる危険がある。なぜならば、いまだ就業基盤が確立していない避難解除地域では、多くの女性が経済的に自立できない状況にあり、医療費の減免がないと女性たちの受診がためられるからである。

187. なお、避難解除区域には、原発事故前より医療施設及び医師が不足している。特に分娩医療機関が不足している状況にある。したがって、帰還対象地域で女性たちは、安全なお産ができるのか、養育している子どもたちが十分な医療を受けられるのか不安が募るばかりである。避難解除地域の被災女性たちの健康及び医療に対する不安を無くすためには、無償でしかも適切な医療を充分提供できる医療施設の整備が不可欠である¹⁰⁴。

国内災害

18. 締約国が、国全体の災害管理や救済・復興戦略にジェンダーの視点を取り入れているかどうかを示し、また、自然災害管理における意思決定レベルへの男女平等の参画を確保するために、講じられた措置について示されたい。

188. 前回の日本政府審査後の2011年3月11日に東日本大震災が発生し、これに引き続いて原発事故が発生した。我が国の災害に関する施策は、法的な枠組み

¹⁰³ 日弁連「第58回人権大会シンポジウム第3分科会基調報告書『放射能とたたかう』」73, 74頁 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/organization/data/58th_keynote_report3_1.pdf

¹⁰⁴ 前掲日弁連「福島第一原子力発電所事故の被災者を救済し、被害回復を進めるための決議」

として1999年に制定された男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画並びに災害に関する基本法である災害対策基本法に基づく防災基本計画における施策がある。

1 第3次男女共同参画基本計画における災害におけるジェンダー平等施策及びその実情

(1) 施策

189. 東日本大震災及び原発事故が発生した当時から今日まで、2010年12月に策定された第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次計画」という。）が実施されている。第3次計画において男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立の必要性が書き込まれた。また、災害における男女共同参画について新たに「地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」の施策分野が設けられた。その具体的施策として、地域防災計画等に男女共同参画の視点が反映されるよう防災分野における政策方針決定過程への女性の参画を拡大し、防災現場における防災施策の立案、実施及び情報提供に当たり女性の視点も踏まえ、地方公共団体の災害に関する対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行い、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨するなどとしている。また、消防職員・消防団員、警察官、自衛官等について、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意し、平時訓練などその職業能力の向上についても配慮するなどとしている。

(2) 実状

190. 被災時（2011年）における災害に関連する政策・方針決定過程における女性の参画状況について、第3次計画の成果目標の達成率から見ると自治会長に占める割合は4.3%、女性委員のいない都道府県防災会議の数は6、全国の女性消防団員は目標10万人に対し1万9577人であった（2012年9月時点）¹⁰⁵。また、都道府県防災会議における女性委員の割合を見ると、震災時女性比率は3.6%であった¹⁰⁶。政府の震災後の対応は比較的早くから逐次、避難所等における女性や子どものニーズを踏まえた災害対応、女性被災者に対する相談窓口の設置等や復興関係等についてのシンポジウムの開催等積極的な取組があった。しかし、これらの日本政府の活動は災害現場にはなかなか浸透せず、第3次計画に基本的方向として策定されていた「防災における男女共同参画の推進」や防災基本計画に明記されていた男女共同参画の視点で確立すべき防災体制は極めて脆弱であった。

¹⁰⁵ 内閣府男女共同参画局「第三次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」 http://www.gender.go.jp/about_danjo/seika_shihyo/pdf/numerical_targets.pdf

¹⁰⁶ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成26年版、I-7-1 都道府県防災会議数と委員に占める女性割合の推移」（2014年6月） http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-07-01.html

191. 内閣府が被災地及び被災地を支援した地方公共団体、民間団体等を対象として行った「男女共同参画の視点による震災対応状況調査¹⁰⁷」によると、避難所運営の責任者に女性が加わっていないことから、①女性の要望や意見が重視されない傾向にあったこと、②女性用の物資が不足していても女性が要望することを躊躇する傾向にあったことが報告された。また、固定的な性別役割分担意識から避難所の食事準備は女性が担当することが多かった。さらに、内閣府・消防庁・気象庁の実施した「津波避難等に関する調査」によると、災害直後から避難所の生活について困っていることとしては、女性は「プライバシーが確保されていない」などの回答が比較的多い。女性の方が避難所での生活に不便と感じている人が多くなっている。また、DVや性暴力の事案もみられた。避難女性たちは、ジェンダーの視点が不足した困難な状況に置かれていたといっても過言ではない¹⁰⁸。
192. また、原発被災者は原発事故による損害賠償金が世帯単位で支給されるため、圧倒的に多数である男性が世帯主として妻や子どもに支払われるべき賠償金をも受領した。その結果夫が妻や子どもが受領すべき賠償金を管理処分することを容易にし、多くの場合妻である女性は自分が受け取るべき賠償金の管理も処分も夫の意に従わなければならない状況に置かれ、家族の中ばかりか社会的、経済的にも弱い立場に置かれる結果を招来しかねない。
193. 原発事故による被災地では、妊婦や子育て中の親、特に子育てを担っている多くの母親は事故時からの放射性物質の拡散による放射能被害から逃れて避難すべきか否か、放射能に関する情報公開の遅れや秘匿により、多くの母親は原発事故発生当初から健康被害に不安を抱きながら悩まされた。放射能の汚染を避けるために子どもを避難させる場合、多くは母親が子どもと共に避難し、父親は福島県内に止まり有償労働に携わり、「男は仕事、女は家事・育児」という伝統的な性別役割分担の社会的構造が再生強化されている¹⁰⁹。
194. 子どもは避難先では「放射線がうつる。」などと全く根拠のない風評に遭い、「福島から嫁はもらうな。」等と破談になるケースも話題にされ、子どもも女性も原発事故による放射能汚染によりいわれなき差別を余儀なくされる事態も発生した¹¹⁰。なお、健康被害については、質問事項17を参照いただきたい。

107 内閣府男女共同参画局「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」（2012年7月） <http://www.gender.go.jp/policy/saigai/jyoukyou.html>

108 前掲日弁連「東日本大震災の復興における男女共同参画と被災女性の権利保障に関する意見書」 http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h24/zentai/html/honpen/b1_s00_02.html

109 福島県「福島県の推計人口（福島県現住人口調査年俵）平成23年版」（2012年3月） 107頁 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/23189.pdf>

山形大学人文学部「研究年俵第10号、山根純佳『原発事故による「母子避難」問題とその支援—山形県における避難者調査のデータから—』」（2013年2月） 40頁 http://www-h.yamagata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/09/nenpou10_all1.pdf

大阪弁護士会「OBA Monthly Journal, 特集Ⅱ『日弁連司法シンポジウム被災者支援体制の確立に向けて～広域避難者の実態調査を中心に』」（2012年9月） http://www.osakaben.or.jp/web/2011_shinsai/05_file/2012_09-1.pdf

110 福島県弁護士会「東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している福島県民に対する偏見や差別、

(3) 2016年策定予定の第4次男女共同参画基本計画（以下「第4次計画」という。）について

195. 日本政府は、2015年7月に男女共同参画会議の下に設置された計画策定専門調査会で取りまとめた、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」を発表した。これに対するパブリックコメントを募集し、2016年3月までに第4次計画を策定する予定である。素案には東日本大震災の経験と教訓や第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030¹¹¹」を踏まえた具体的な取組として、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場に男女共同参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するとし、被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の視点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた復興体制を確立するとしている。

196. 日本政府は、東日本大震災と原発事故により被災地の女性たちが乏しい男女共同参画及びジェンダーの視点による苦い経験を余儀なくされたことに思いを致し、第3次計画の下で、防災・復興に関する政策決定過程における男女共同参画がほとんど実現されていないことを謙虚に反省し、素案に認めた第3次計画の「評価と問題点」を克服し、被災者支援、被災地の復旧・復興における意思決定の場に男女共同参画が真に実現するよう具体的な施策を数値目標として掲げ、第4次計画に盛り込む必要がある。

2 災害対策基本法に基づく防災基本計画におけるジェンダー平等

197. 災害対策基本計画におけるジェンダー平等については、2005年の防災基本計画の第3章の修正において初めて言及された。しかし、それは定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図るために、女性の参画を含めた多くの住民参加による必要を述べたに過ぎなかった。その後2008年の中央防災会議において、「男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。」と加筆修正され、災害予防、応急対策、災害復旧の基本となる政策決定過程に女性の参画を促進し、ジェンダー平等の視点を明示した。

198. しかし、国や地方の防災、復興に関して女性の参画拡大を見てみると、第3次基本計画が目標とする、政策方針決定過程に2020年に30%の女性の参画を達成するとの目標にはほど遠い現状である。

199. すなわち、国の防災基本計画を作成し、その実施を促進するために災害対策基本法に基づいて設置された中央防災会議における女性委員の比率は震災前年に

とりわけ県外に避難している子どもたちに対する偏見や差別をなくすよう十分な施策を求める会長声明」（2011年5月30日） <http://www.f-bengoshikai.com/topics/t1/378.html>

佐賀新聞「『福祉まで新たな差別が』江川紹子さん講演」（2012年9月29日）

¹¹¹ 外務省「仙台防災枠組 2015-2030」 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000081166.pdf>

開催された第26回会議においては委員24名のうち女性は3名、震災直後の2011年4月27日開催の第27回会議においては25名のうち2名であり、2015年開催の第35回会議においては27名中5名に止まり、極めて低調である。

200. 災害復興に関して、2011年4月に内閣総理大臣の諮問に基づく審議のために東日本大震災復興構想会議が被災地の復興に向けた指針策定のために設置され、翌2012年2月復興庁の設置により廃止されたが、この会議における女性構成員は16名中1名であった。
201. また、復興庁設置法に基づき設置された復興推進委員会における女性委員は委員15名中3名である。
202. さらに、都道府県防災会議における女性委員は、震災時3.6%であった比率が2012年6月の災害対策基本法の改正により、多様な主体の意見を反映できるように当て職となっている職員の他に学識経験者等を追加することとされ、2014年には12.1%を女性委員が占めるようになったが、まだまだ女性の参画は不十分である¹¹²。
203. 日本政府は、この度の東日本・大震災原発事故に直面して設置された被災者及び被災地支援、復興計画、防災等の重要な意思決定の機関等に新たに女性委員を選任することができるポストがありながら、第3次基本計画が目標とする30%の女性の選任すなわち参画を実行しなかった。日本政府には災害対策・復興に関する国や地方自治体の政策決定過程への女性の参画及びジェンダーの視点を真に実現しようとする意思も姿勢もみられないといわざるを得ない。

不利な状況にある女性のグループ

19. 締約国は、難民及び庇護申請者の女性や女兒のニーズに対処する上で、ジェンダーに配慮したアプローチを行うための包括的な法令制度を採用することを想定しているかどうか示されたい。締約国は、ジェンダーに関する迫害を亡命の正当な根拠として認めることを検討しているかどうか示されたい。また、特に具体的なニーズのある庇護申請者の女性に対して、出入国管理及び難民認定法にて定めるように、拘留への代替措置を実施するかどうか示されたい。女性刑務所を含む、一部の拘留施設における過密状態に対処するために講じられた措置について示されたい。

1 難民及び庇護を求める女性・女兒に対応するためのジェンダーに配慮した包括的措置

204. 日本において難民申請に対する難民認定数については、2014年の合計は11人（一次審査段階で6人、異議申立手続における認定者で5人。人道的配慮に

¹¹² 前掲日弁連「東日本大震災の復興における男女共同参画と被災女性の権利保障に関する意見書」内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成27年版、1-7-2表 都道府県防災会議の委員の状況（平成26年）」（2015年6月）http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-07-02.html

よるその他の庇護数を合わせた数は121人)¹¹³であり、諸外国と比べて極端に少ない。

205. 2013年10月、法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会¹¹⁴」は、その下に「難民認定制度に関する専門部会¹¹⁵」(以下「専門部会」という。)を設け、(1)難民認定申請が急増する中における適正かつ迅速な案件処理のための方策、(2)人道上の観点から在留を認める処分の在り方、(3)難民認定申請者に対する支援の在り方について検討している。そして、専門部会は、保護対象の明確化に関する提言として、いわゆる「新しい形態の迫害」の申立てについては、「条約法に関するウィーン条約」の「条約の解釈」に関する関連条文に基づき、難民条約の文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、的確な条約解釈により保護を図っていくべきことを掲げている。その例示として、ジェンダーに起因する迫害のおそれが認められるものなどが検討されるべきであると指摘している。そして、「ジェンダーに起因する迫害のおそれ」として検討されるべき例に関して、アフリカの一部地域で伝統的に行われている女性器切除(Female Genital Mutilation, FGM)などは、「特定の社会的集団」の解釈に従い、難民条約上の迫害として庇護対象とされることについて検討されるべきであること、いわゆる「新しい形態の迫害」を申し立てる者の難民該当性については、性的指向に起因する迫害のおそれ等が積極的に検討されるべきであると指摘している。

206. なお、現在日本政府が包括的措置を検討しているとの情報はない。

2 庇護申請者の収容の代替手段と特定のニーズを有する庇護申請女性に対する配慮について

207. 日本の入国管理局は、在留資格を有さず、退去強制事由がある者については全員収容するという全件収容主義をとっている。収容の例外もあるが、非常に恣意的である。成田国際空港において難民該当性を主張する者のうち、住居の確保が困難な者について、収容を行わず、法務省入国管理局から委託されたNGOが住居の確保や各種サポートなどを行う事業の試みが行われているが、対象者は年間10数人で限定的な試みにすぎない。このような状況の中、特別に女性に対する配慮はなされていない。

3 女性刑務所及び特定の拘禁施設における過剰収容に対する措置について

208. 女性の刑事施設収容人員は2006年末時点で収容人員は4452人、収容率約132.6%という著しい過剰収容状態であったところ、定員多数の男子収容

¹¹³ 法務省「平成26年における難民認定者数等について」(2015年3月11日) http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03_00103.html

¹¹⁴ 法務省「第6次出入国管理政策懇談会開催状況」 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00028.html

¹¹⁵ 法務省「難民認定制度に関する専門部会開催状況」 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03_00097.html

施設に女子収容区画を新設するなど、収容定員の拡充が図られている。しかし、いまだ過剰収容は解消されず、2013年末時点において収容人数は4421人、収容率は97.7%である。もっとも、女性が収容される刑務所のうち、女性のみで収容される刑務所はいずれも収容率がいまだに100%を超える過剰収容状態が続いている¹¹⁶。

209. 女性収容施設においては、過剰収容に加えて、受刑者の高齢化や摂食障がい、代表される精神疾患、薬物犯罪者が多いことなど女性特有の状況が生じている。

210. 多様な受刑者の対応により職員の負担は極めて重く、そのために離職率が高い。2009年度に採用された刑務官のうち採用後三年以内に離職する者が、男性が15.5%に対して女性は34.4%と極めて高い離職率になっている¹¹⁷。その結果ベテランの職員が育たず、受刑者の待遇が不十分なままとなっている。入国管理収容施設における女性に対する特別な措置はなされていない¹¹⁸。

20. 高齢の女性や移住者の女性、先住民の女性を含むマイノリティの女性、障害を持つ女性及び農村部の女性による、本条約の対象範囲となる全ての権利の利用に関して、最新情報を提供されたい。特に、障害を持つ女性に対する性的暴力に関して、及び虐待の被害者となった障害を持つ女性や高齢の女性向けに、シェルターを提供するために講じられた措置に関して情報を提供されたい。高齢の女性及び母子家庭の貧困率の高さを含む、貧困の女性化に対処するために、講じられた措置についての情報を提供されたい。また、政策的枠組の策定や暫定的特別措置の採用を含め、マイノリティの女性に対する差別を撤廃し、マイノリティ女性の代表者を意思決定機関に任命するために講じられた措置に関する情報を提供されたい。¹¹⁹

1 条約上の全ての権利へのアクセスについての情報

211. 政府においては、これらの複合差別の点についてのデータや情報の収集及び公表をほとんどしておらず、そのため現状に基づいた施策もされていない。障がいのある女性に対する性暴力に関する情報は十分ではなく、障がい者虐待の問題（在宅及び施設両面）が把握できないことから対策もできていない。

212. なお、農村に住む女性についての特別な施策については、確認できなかった¹²⁰。

¹¹⁶ 法務省「平成26年版犯罪白書、第4章、第1節刑事施設の収容状況」（2014年11月） http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/61/nfm/n61_2_2_4_1_1.html

¹¹⁷ 「第186回国会参議院法務委員会会議録17号」（2014年5月22日） 20, 21頁 <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/186/0003/18605220003017.pdf>

¹¹⁸ 日弁連「第58回人権擁護大会シンポジウム第1分科会基調報告書女性と労働～貧困を克服し、男女ともに人間らしく豊かに生活するために～」(2015年10月1日) http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/organization/data/58th_keynote_report1_1.pdf

¹¹⁹ 前掲日弁連「女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書～会期前作業部会によって作成される質問表に盛り込まれるべき事項とその背景事情について～」 Par a.102-116

¹²⁰ 家族経営協定は、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分

2 障がいを持つ女性や高齢の女性向けのDVシェルター

213. 配偶者暴力防止法には「被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重する」との記載はあるものの、ほとんどの行政の相談窓口は電話による相談しか受けていないため、聴覚障がいや言語障がいを持つ人は利用し難く、また、公的なシェルターは、車椅子利用者や介助を必要とする障がいを持つ人の利用を想定していないことが多く、依然として女性障がい者に対するアクセスの障壁が高い。
214. 高齢女性専用の公的なDVシェルターは存在せず、特に要介護者は基本的にシェルターの利用はできないことが多い。
215. なお、高齢者虐待の被害者は、施設、家庭においても70%以上が女性である¹²¹。市町村によって虐待防止ネットワークの構築の有無によって通報・相談・虐待確認件数が大きく異なっている。市町村によって虐待確認件数が大きく異なっているが、それは、虐待防止ネットワークの構築がうまく機能している場合には通報・相談をなし得ることから虐待確認件数も多いが、そうでないと暗数になってしまっていると考えられる。

3 高齢の女性及び母子家庭の貧困率上昇など、貧困の女性化への対応

(1) 高齢女性の貧困対策

216. 単身高齢女性世帯の貧困率はほぼ5割と極めて高い¹²²。女性の平均年金受給額は男性の5割程度であり¹²³、国民全体に対する最低保障年金制度導入も実施されておらず、特に高齢女性の貧困の解消が困難となっている。2012年に短時間労働者の厚生年金加入が促進される法改正はなされたが、加入者は25万人で全短時間労働者400万人の約6%にすぎず¹²⁴、短時間労働者に占める女性の割合が7割程度であることに鑑みれば、女性の年金受給額の増加に対す

な話し合いに基づき、取り決めるものであり、日本政府は家族経営協定の締結を促進している。2010年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の「人材の育成・確保等」において、「家族経営協定の締結の促進等」が盛り込まれ、同年12月に閣議決定された男女共同参画基本計画の「第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」においても「家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効活用を進める。」とされていたが、締結されているのは僅か54190件（2013年度）にすぎない。

¹²¹ 厚生労働省「平成25年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（2015年2月6日） 8頁 <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304500-Roukenkyoku-Ninchishougyakutaiboushitaaisakusuishinshitsu/0000073465.pdf>

厚生労働省「全国高齢者虐待防止・養護者支援担当者会議資料、I 高齢者虐待防止の基本」（2006年4月24日） 7頁 <http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/boushi/060424/dl/02.pdf>

¹²² 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成24年版、第1-5-4 図 世代・世帯類型別相対的貧困率（平成19年、22年）」（2012年6月） http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h24/zenta/html/zuhyo/zuhyo01-05-04.html

¹²³ 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/nenpou/2008/>

みずほ総合研究所「働き方の違いによる年金格差」（2015年8月14日） 2頁 <http://www.mizuho-r.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl150814.pdf>

¹²⁴ 厚生労働省「第89回社会保障審議会医療保険部会、資料1 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」（2015年10月2日） http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000099460.pdf

る効果は限定的と見込まれる¹²⁵。さらに、日本政府は社会保障予算の削減の政策によって、年金額の一律2.5%削減を実施し、生活保護の老齢加算廃止、受給条件厳格化等をしており、高齢女性の貧困を悪化させている。また、後期高齢者医療制度や介護保険制度改悪は、低収入の高齢女性に高負担を強いており、医療・介護へのアクセスの障壁となっており、貧困対策という政策全般が機能せず、高齢女性についてみれば、女性の平均余命等は男性に比して高く、高齢者に占める人数は女性が多いことから、その社会保障予算の削減による影響をより多くの高齢女性が受けている。

(2) 母子家庭の貧困対策

217. 母子家庭への支援は、最近の20年程度の期間に、一人親世帯に支給される児童扶養手当等の経済的支援を制限し、就業・自立を促す支援へと政策が変更されてきた。母子家庭の母の就労率は約81%と高いにもかかわらず、母子家庭の相対的貧困率は5割程度と極めて高い¹²⁶。

218. 2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、その具体的な対策を定めた日本政府の大綱が2014年に決定された¹²⁷。大綱では政府の対策の柱は、「教育支援」、「生活支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」の四つとなっているが、貧困の解消を対象とする対策は、ほとんど盛り込まれずに予算も付かず、特に当事者たちが求めている経済的支援は最も軽視されている。上記大綱の策定過程では、児童手当や児童扶養手当の拡充、給食や修学旅行の費用の無償化、医療費の窓口負担をゼロにすること、社会保険料や税の負担軽減なども議論はされたものの、大綱に盛り込むことは全て見送られた。

4 マイノリティの女性に対する差別の撤廃や、マイノリティの女性の代表者の意思決定機関への任命のための措置

219. 日本政府には、マイノリティ女性の状況に関する実態調査を実施する意思はなく、男女共同参画政策に関する書面の中でのマイノリティ女性の現状に関する情報や課題、施策に関する記述は皆無に等しく、マイノリティ女性のための施策は人権政策にも含まれておらず、日本政府の男女共同参画政策には、アイヌ、部落、在日コリアン、沖縄女性に関する施策はない。日本政府は「マイノリティ女性に関する特別な施策の枠組みは設けず、一般的な枠組みの中で対応する。」とするのみであり、複合差別の問題を理解していないと推測される。

¹²⁵ 厚生労働省「短時間労働者対策基本方針（案）データ集」（2015年2月17日） http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/000074360.pdf

¹²⁶ 厚生労働省「ひとり親家庭の支援について」（2015年9月） <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000100019.pdf>

¹²⁷ 内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」（2014年8月29日） <http://www8.cao.go.jp/kodomonohikon/pdf/taikou.pdf>

220. 日本政府がマイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員に積極的に登用したことはない。内閣官房アイヌ総合施策推進室が推進する各種会議や委員の構成はほとんどが男性かアイヌではない女性であり、アイヌ女性は極めて少ない。沖縄に関する政策にいたっては、政府は先住民であることを否認しており、また、当事者が議論に入ることなく、沖縄の人々の生活に直結する基地計画等が沖縄の住民の意思を無視して日米政府によって決められており、住民が議論に入る機会があっても女性は非常に少ない。旧植民地出身者とその子孫は（3世・4世の世代となり長年定住しても）日本国籍を取得しない限り、外国籍住民と同様、納税しているにもかかわらず住民投票への参加すらほとんどの自治体で認められていない。

婚姻及び家族関係

21. 報告書は、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別性制度の導入及び女性に求められる再婚禁止期間の短縮を内容とする民法改正法案を示している（パラグラフ384）。この法案の採択を促進し、女性の再婚禁止期間を撤廃するために講じられた措置について示されたい。また、締約国が、父親による子供の養育費の支払いを要求する法規定を採用することを、想定しているかどうか示されたい。また、非嫡出子が戸籍登録制度において差別されないようにするため、講じられた措置について示されたい。

1 婚姻年齢

221. 自由民主党女性活躍推進本部が、2015年6月9日、婚姻適齢につき、女性も現在の16歳から男性の18歳に引き上げる提言をまとめたと報じられた。しかし、上記提言は、婚姻適齢（民法第731条）と同じく法制審が答申した民法改正案要綱にあり、同じく女性差別撤廃委員会に改正を勧告されている夫婦同姓（民法第750条）、女性のみでの再婚禁止期間（民法第733条）は除外している。
222. 同月、野党から、女性の婚姻適齢を男性と同じく18歳以上に引き上げることも盛り込んだ民法改正案が参議院に提出された。

2 選択的別姓

223. 2015年2月、夫婦同姓（民法第750条）が違憲であり女性差別撤廃条約に違反するとする訴訟が最高裁大法廷に回付された。12月16日、最高裁判所大法廷は、夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではないこと、憲法第24条の要請に照らして夫婦同氏制が合理性を欠くとは認められないこと等を理由として、民法第750条は違憲ではないと判断した。この判決では本条約に違反するかどうかの判断はされていない。
224. なお、同年6月に野党から提出された上記民法改正案は、選択的夫婦別姓を認める改正も盛り込まれている。

3 再婚禁止期間

225. 2015年2月、女性のみ課された再婚禁止期間（民法第733条）が違憲であり女性差別撤廃条約にも適合しないと主張する訴訟が最高裁大法廷に回付された。12月16日、最高裁判所大法廷は、女性のみ6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条について、2008年当時において憲法第14条第1項及び同第24条第2項に違反するとしたものの、「本件規定のうち100日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法14条1項にも、憲法24条2項にも違反するものではない。」との判断を示した。なお、この判決では本条約に違反するかどうかの判断はされていない。
226. 同年6月に野党から提出された上記民法改正案には、女性のみ課された再婚禁止期間を100日に短縮する改正も盛り込まれた。
227. 委員会からの勧告にも関わらず、再婚禁止期間の廃止については、我が国において、女性のみ再婚禁止期間が女性差別に該当するという認識が周知されておらず、1996年の民法改正法案での再婚禁止期間を6か月から100日に短縮する改正が実施できるかどうか現実的な選択肢として検討の対象となっている。

4 養育費確保

228. 離婚の際の養育費の取り決めは、全離婚の約9割を占める協議離婚では、母子世帯の3割程度にしかされていない¹²⁸。また、80%以上の子どもが養育費の支払いを受けていない。
229. 上記に対する解決として、義務者の収入・勤務先・資産等を調査するための強力な制度や、効果的な養育費取立制度及び養育費立替払制度の導入が必要であるが、我が国ではいずれも導入されていない。
230. なお、2011年度の民法改正を受けて、2012年4月、離婚届の用紙に面会交流と養育費の取り決め状況のチェック欄を設ける様式変更がなされた。法務省の未成年の子がいる夫婦の協議離婚時の面会交流と養育費の取り決め状況調査（2014年度）に関する取りまとめによると、未成年の子がいる夫婦の協議離婚の届出件数124420件（離婚届総件数232156件）のうち、養育費の分担欄にチェックをしたのは102384件（82.3%）であり、養育費の分担について「取決めをしている」としたのは76840件、「取決めをしていない」は25544件で、未成年の子がいる夫婦の61.8%（前年度60.6%）が「取決めをしている」と回答している。

5 婚外子差別について

231. 婚外子に対する法律上及び社会的な差別はいまだに多く残っている。出生届について、出生届に婚内子か婚外子かを記載するよう義務付けた戸籍法第49条は

¹²⁸ 厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/

改正されずに残っている。また、2004年11月以降は、婚外子の出生届が提出された場合には、婚内子と同様に、出生の順に、「長男（長女）」、「二男（二女）」等と記載されることになったが、以前に既に戸籍に記載されている嫡出でない子について、その父母との続柄欄の「男」又は「女」の記載を、「長男（二男）」、「長女（二女）」等に改めたいとする申出があった場合には続柄欄の記載を改めることとなっているが、申出は該当者のうち1%程度しかされていない。

本条約の選択議定書

22. 本条約の選択議定書の批准に関して、進捗状況についての情報を提供し、予想される批准のタイムフレームを示されたい。

232. 数年前までは、批准寸前まで進んだことがあるが、2012年12月の政権交代後、批准の動きは停滞したままとなっている。
233. 現在は、女性差別撤廃条約選択議定書だけでなく、他の条約の個人通報制度の批准等についても、政策課題に掲げられていない状態である。